

注意

- (イ) 中継交換證が津島線の席にあるときは、瀬戸取扱者から通知のあつた通りに、津島線の擔當者に通知し、交換證は津島線の擔當者が取消するのであります。
- (ロ) 次の中継局があるときは、取消になつたことを通知するのであります。

四

中継通話の接續にかゝつてから、瀬戸取扱者から

瀬戸取扱者「請求者お話中ですから後廻しに願ひます

又は

瀬戸取扱者「請求者がお出になりませんから後廻しに願ひます

と言はれたら

取「承知しました

と答へ、交換證の備考欄に例へば「セ11.15-15 又は セ77セ11.15-15
と記入して、後廻しにするのであります。

注意

津島局へ接續の通知をした後に瀬戸取扱者から後廻し又は取消の通知を受けたら
其の旨津島取扱者に通知するのであります。

五

津島取扱者から「百七十五番お話中」、「百七十五番不出」、「百七十五番通話者不在」、「百七十五番用済」、「百七十五番無加入」、「百七十五番機械取外」、「百七十五番通話停止」、「百七十五番故障」等の通知があつたら、其の旨瀬戸取扱者に通知し、交換證の備考欄に相當記入して、後廻しものは發信局取扱者から通知のあるまで其のまゝとし、取消のものは交換證一面に×線を引いて抹消し一定の棚に納めて置くのであります。

五 市外から市内の通話局へ通話があるときは、中継交換證を作つて、接續するのであります。

其三 市外線を貸す席の扱ひ方

一 瀬戸線の擔當者から

他取「……………席ですが瀬戸から津島お貸し下さい

と言はれ、津島二番線が空いてゐたら

取 「津島二番線ごうぞ

ご答へ、其の線を空けて置くのであります。

若し津島線が全部塞がつてゐたら

取 「空きましたらお知らせします

ご答へ置き、中継交換證に通話種別、發信局名、着信局名、備考欄に請求座席番號を記入し、同じ種別の交換證の一番上に置き、津島二番線が空いたら、瀬戸線の擔當者に

取 「津島二番線ごうぞ

ご通知し、交換證の備考欄に其の時刻を記入し、二番線を空けて置くのであります。

二 瀬戸線の擔當者から

他取 「津島二番線ありがたう

ご通知があつたら

取 「はい

ご答へ、中継交換證があれば一面に×線を引いて抹消し一定の棚に納め、二番線を他の通話に使ふのであります。

第四十章 オーダー線式による短距離発信通話の扱ひ方

名古屋岐阜間と名古屋四日市間とは、相手局とオーダー線によつて打合せて、交換をするのであります。かういふ取扱方をオーダー線式交換といひます。オーダー線式に對して、これまで述べた様に普通の市外線へ信號して、相手局と打合せて取扱ふ方法を、信號式交換といひます。オーダー線式交換はたゞ相手局との打合方が違ふだけでありませうから、こゝにあること以外は、信號式による発信通話の取扱方と同様に、取扱ふのであります。

其の一 一般の扱ひ方

例 普通通話で東五百六十番(手働式)から岐阜百七十五番へ通話の場合

一 発信交換證が配付せられたら、通話種別と受付時刻によつて順序を定めて置いて、通話の順が來たときは、市外線の空く少し前に、請求者を中繼線に採るのであります。

二 岐阜四番線が空いたら、其のジャックへ對の應答プラグを挿し、岐阜へのオーダー鈕を押さへて

取 「四番線に百七十五番

岐取 「はい

と言はれたら鈕を放して、中繼線へ採つてある請求者を呼出し

取 「東五百六十番ですか

請 「さうです

取 「岐阜百七十五番をお接なぎします、少しお待ち下さい
ご告げ置き、四番線へ對話者が出たら

取 「岐阜百七十五番ですか

對 「さうです

取「名古屋です」

ご告げ、両方の加入者に

取「お出になりましてからお話し下さい」

ご告げ、暫く聴話してゐて、通話が始まつたらキーを立て、交換證に

始話時刻、接續者番號を記入するのであります。

注意

(イ) オーダー線式では、相手局へ通話種別を通知するに及びません。

(ロ) 市外オーダーランプが點火してゐるときは、オーダー線が使用中でありますから、ランプが消えるまで、オーダー釦を押さへてはなりません。

(ハ) オーダー線が不通になつたときは、直ちに1部長に申出るのであります。

三

通話が済んだら、岐阜へのオーダー釦を押さへて

取「四番線ありがたう」

ご告げ、交換證に通話時數を記入して一定の棚へ納め、次の通話を取扱ふのであります。

1部長は相手局部長と打合せ、中継通話用市外線の複式ジャックをオーダー切替ジャックとを直通コードに接続し、代用オーダー線を作ります。

注意

引續き他の通話を取扱ふときは

取「四番線に……番

とオーダーするのであります。

其の二 特別の扱ひ方

一 岐阜四番線へ話中信號が聞えるときは、對話者が話中でありませから請求者に

取「岐阜百七十五番お話中ですからまたお知らせします」

ご告げ、交換證の備考欄に例へば「×」と10.20-15」を記入して、後廻しにし、岐阜へのオーダー釦を押さへて

取「四番線ありがたう」

ご告げるのであります。

二 岐阜へ

取「四番線に百七十五番

ごオーダーしてから、其の通話が請求者の都合で取消になつたときは、
對話者の出るのを待つて、對話者に

取「折角でしたが取消になりました

ご告げ、次に岐阜へのオーダー釦を押さへて

取「四番線ありがたう

ご告げるのであります。

三 岐阜取扱者から「百七十五番不出」、「百七十五番通話者不在」、「百七十五番用済」、「百七十五番無加入」、「百七十五番機械取外」、「百七十五番通話停止」、「百七十五番故障」等の通知があつたら、其の旨請求者に告げ、交換證の備考欄に相當記入して、後廻し又は取消にするのであります。

四 對話者が容易に出ないときは、岐阜へ

取「四番線信號

ごオーダーするのであります。

第四十一章 オーダー線式による短距離着信通話の扱ひ方

オーダー線式交換は、同じ席で発信と着信とを取扱ふことが出来ませんから、発信席と着信席とが別々に設けてあります。発信席では名古屋から相手局への発信通話許りを、又着信席では相手局から名古屋への着信通話許りを取扱ひ、名古屋や相手局で中継する通話は、全く別の席で信號式によつて取扱ひます。

オーダー線式による着信席の器械類は、普通の席と幾分模様が違つて居りますから、先づ其の違つてゐる點を説明します。

聴話キー 聴話キーを倒してゐる間は、相手局でオーダー鈕を押さへると、話中信號が聞えて行つて、オーダーが出来ぬ様になつて居りますから、餘り長く倒して居らぬ様に、注意しなければなりません。

オーダー鈕 市外中継臺へのオーダー鈕を押さへてゐる間は、相手局でオーダー鈕を押さへると、話中信號が聞えて行つて、オーダーが出来ぬ様になつて居りますから、これも餘り長く押へてゐない様に、注意しなければなりません。

話中信號ジャック 對話者が話中のとき、相手局へ話中信號を送るために挿すジャックであります。

オーダー線式による着信通話の扱ひ方は、ここに述べてあること以外は、信號式による着信通話の扱ひ方と同様であります。

其の一 一般の扱ひ方

例 岐阜百七十五番から本局二千五百六十番(自動式)へ通話の場合

一 岐阜取扱者から

岐取 「七番線に本局二千五百六十番

ごオーダーせられたら

取 「はい

ご答へて、岐阜七番線に挿してある應答プラグと一對の呼出プラグで、本局への中継ジャツクの中、先づ白色の話中表示ランプを見て、點火してゐなければ、その一組のジャツクを試験して、クリツクの來ないのへ挿し、キーを向ふへ倒したまふ、對話者番號をダイヤルし、對話者が應答したら

取 「本局二千五百六十番ですか

對 「さうです

取 「岐阜からお呼びです、少しお待ち下さい

ご告げ、キーを立てるのであります。

二 岐阜取扱者から

岐取 「七番線ありがたう

ごオーダーせられたら

取 「はい

ご答へて、中継ジャツクに挿してあるプラグを抜くのであります。

注意 應答プラグは席を空けるごきの外、市外ジャツクに挿したまふにして置くのであります。

其の二 特別の場合の扱ひ方

一 本局への中継ジャツクの話中表示ランプが、全部點火してゐるとき、又はダイヤルの途中に、局内線話中信號が來るときは、岐阜取扱者に

取 「本局の中継線が話中です

ご通知するのであります。

注意 岐阜取扱者に通知するには、其の市外線の聽話キーを倒して通知するか、又はオーダーせられた序に、通知するのであります。

二 ダイヤルを終つてから、話中信號が來たら、其の呼出プラグを話中信號ジャックへ挿し替へるのであります。

三 中繼線へ試験掛が出て、對話者障碍中の通知があつたとき、又は市内通知掛が出て對話者無加入、機械取外、通話停止等の通知があつたときは、其の旨岐阜取扱者に通知するのであります。

四 中繼線へ呼出音は聞えてゐても、容易に對話者が出ないときは、其のここを岐阜取扱者に通知し、1部長に申出るのであります。

五 對話者を呼出して、「岐阜からお呼びです、少しお待ち下さい」と告げたとき、通話者不在、又は用済の申出があつたら、其の旨岐阜取扱者に通知するのであります。

六 岐阜取扱者から

岐取「七番線信號

と言はれたら、もう一度信號して、對話者を呼出すのであります。

1 部長は監督
臺へ通知して
對話者に障
があるかを調
べた上其の結
果を發信局へ
通知します。

第四十二章 電信

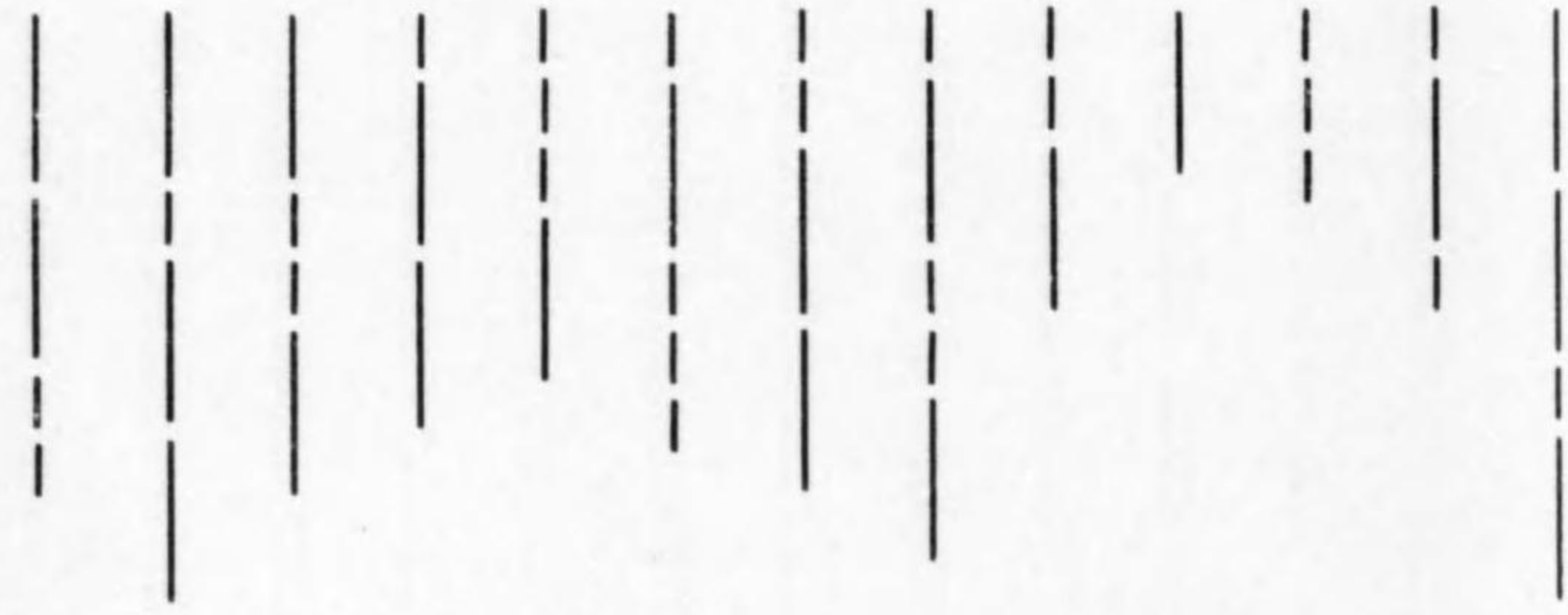
市外線には電信機の付いてゐるのがあります。この電信機は通話を取扱ふとき、相手局の取扱者と打合をするに使ふものであります。電信機を使つて相手局と打合せて交換をする方法を、電信信號式交換といひます。一 電信では點と線とを組合せた符號を文字の代りに使つて、思ふことを先方へ傳へるのであります。この符號を電信符號といひます。

符號 ふてう

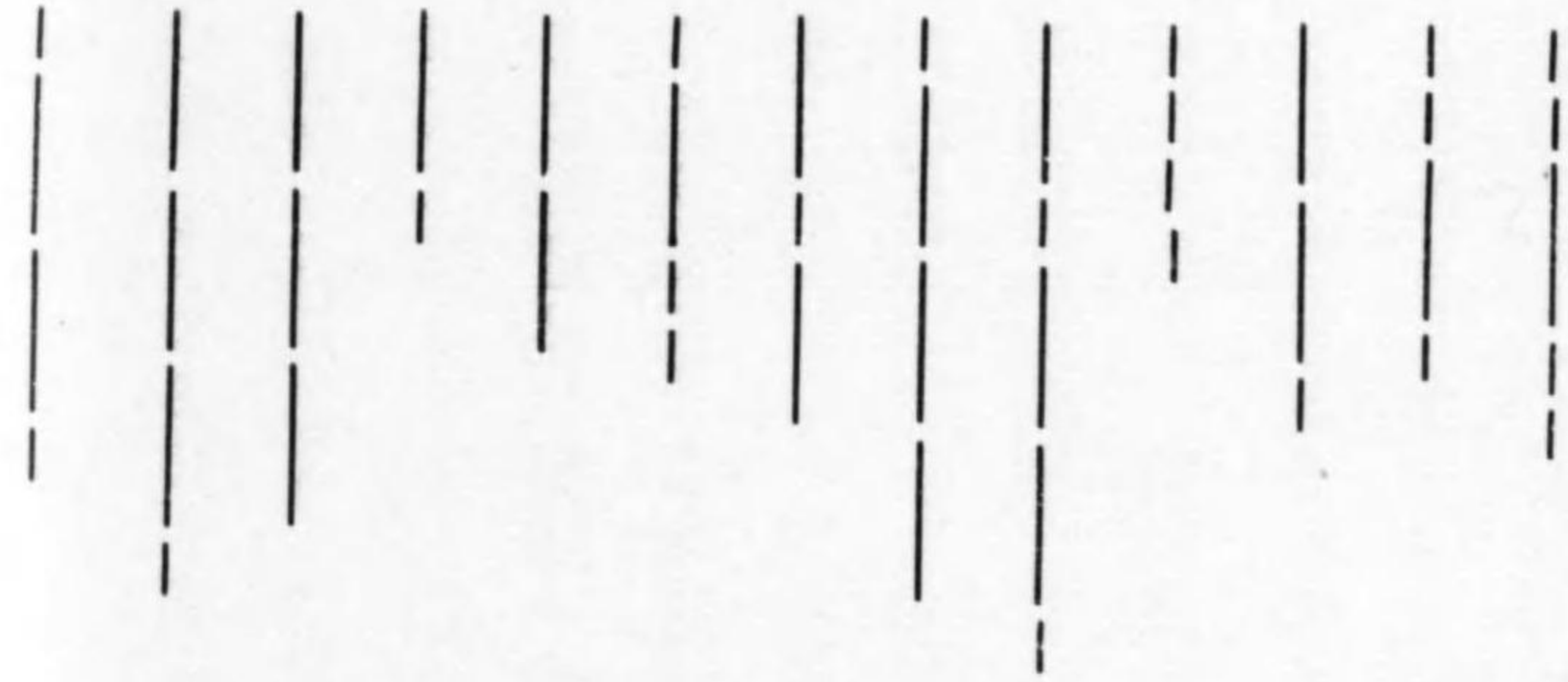
電信符號

イ	—
ロ	—
ハ	—
ニ	—
ホ	—
ヘ	—

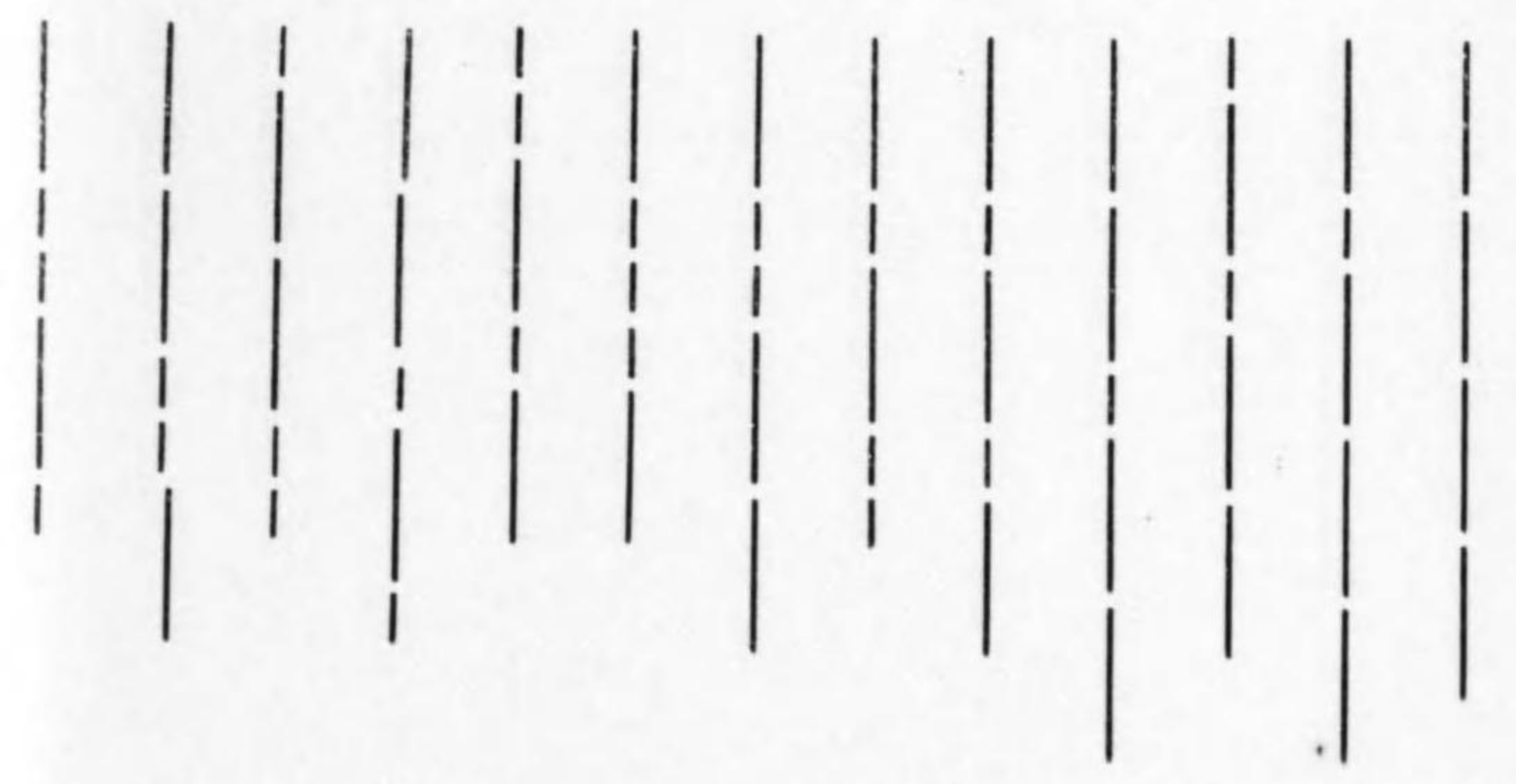
フ ケ マ ヤ ク オ ノ キ ウ ム ラ ナ ネ



ツ ソ レ タ ヨ カ ワ チ ル ヌ リ チ ト



モ ヒ エ シ ミ メ ユ キ サ ア テ エ コ



七 六 五 四 三 二 一 〇 半濁點 濁點 ン ス セ



(略號—)
(略號—)
(略號—)
(略號—)
(略號—)
(略號—)
(略號—)
(略號—)
(略號—)
(略號—)

八 (略號——)

九 (略號——)

長音

長音——

句點

句點、——

問標

問標? ——

括弧

括弧() ——

始終點

始終點 ——

誤謬點

誤謬點 ——

二 電信機には

電鍵

電鍵(ハンドル)

先方へ電信符號を送る器械

音響器

音響器(サウンダー)

先方から來る電信符號を受ける器械

ごあります。

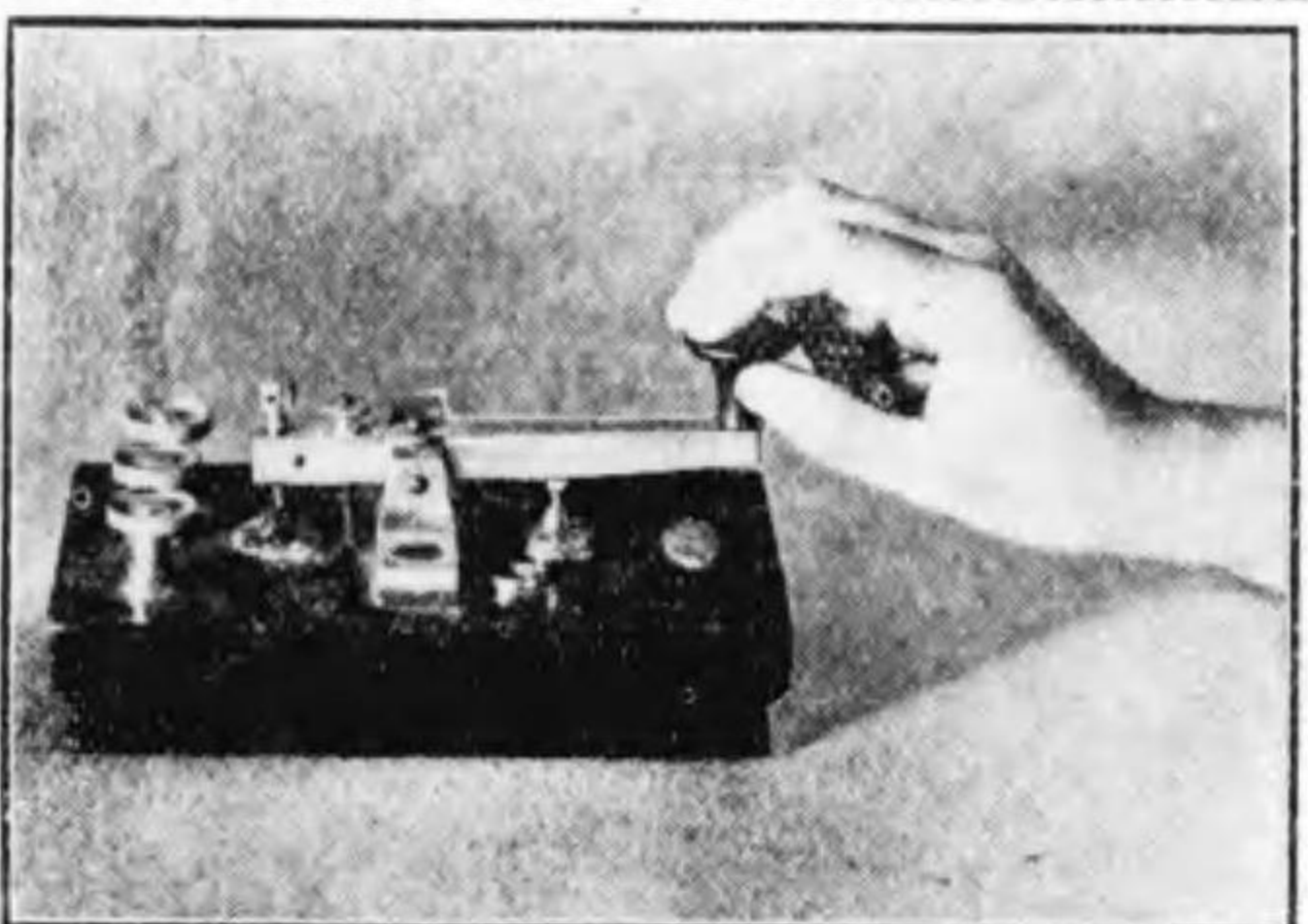
電信符號を送るには、圖の通りに右手の拇指と食指と中指とで電鍵を持ち、符號の通りに押さへるのであります。點は短かく、線は點の

三倍だけ、押さへてゐるのであります。又點や線の間は點一つだけあけ、一つの符號と他の符號との間は、線一つだけあけるのであります。

先方から電信符號を送つて來れば、音響器が符號の通りに音を出しますから、何ごいふ符號か聞分けるのであります。

三 電信で打合をするには、次の通り略號が定めてあります。

- イ ナ 違ひます
- ハ イ 承知しました。さうですか
- ハ ツ 發信通話。發信局
- ハ ナ お話中



へ(例へば「三へ」)三番線へ願ひます。三番線へ出て下さい
トリハツシ 機械取外

ト カ ごちらですか。ごなたですか

チ 中継通話

チ……(例へば「チー」) 重信一番線

チ ナ イ 長距離無加入

チ ハ ナ 中継線話中。コードなし

チ ヤ ク 着信通話。着信局

チ 送つて下さい。おつしやつて下さい

チ ツ 共同線加入者の乙

カヘ(例へば「三かへ」) 三番線を一番線に替へて下さい

カ ラ ……から

カントク 監督

ヨ 呼出

ヨヘ 呼出返事

ヨウスマ 用済

ヨヤク 豫約通話

タ 對話者

レ ン 連接加入者

ソ さうです

ツウワ 通話

ネ 願ひます

ナ ニ 何ですか

ナ シ 無し

ラ ありがたう。左様なら。お切り下さい

ム 無料通話

ムカニウ 無加入

ク リ 繰返して下さい

ヤ 夜間通話

ヤ シ 夜間至急通話

マ ダ まだ順が来ません

……マシ(例へば「一マシ」) 一通話増加

ケ フ 今日

ケ シ 取消

……ケシ(例へば「一ケシ」) 一通話減少

ケシユウレウ 有料取消

フ 普通通話

フノウ 通話不能

フサガリ 線塞がり

フザイ 通話者不在

コ 午後

コチラ こちら

コウ 共同線加入者の甲

コウシウ 公衆電話

コノツギ この次に願ひます

テ 定時通話

テイシ 通話停止

テヘンコウ 定時通話の時数變更

テ タ お出でになりました

テ ヌ お出でになりません

ア ト 後廻しに願ひます

アナタハ あなたは

サ ク 昨日

メ ウ 明日

シ 至急通話

シヘ 至急通話に変更

シケンネ 試験願ひます

ジ 時

ジハ 受話器外し

セ 請求者

セウメツ 消滅

ゼ 午前

スマ 少しお待ち下さい

四 電信信號式交換では、今扱つてゐる通話が済まぬ中に、電信で相手局と打合せて、次に取扱ふ通話の準備をして置いて、前の通話が済み次第直ちに次の通話を接続し、少しの間も市外線を開けて置かぬ様に、注意しなければなりません。

五 電信のある席は、六番目の應答プラグが、電信用になつてゐますから、常には其のプラグを、市外ジャックの右にある電信ジャックに挿して置き、夜間に席を空けるときには、抜いて置くのであります。

六 他席の電信で併合席を呼ばれるときには、グリッド表示器が働きまゝす。併合席で電信用プラグを、其の電信の複式ジャックへ挿せば通信が出来ます。電信の複式ジャックは、其の臺にあるのを使はなければなりません。

七 深夜併合席で交換機が一番上にある電信用ナイトベル、キーを引出して置けば、相手局から電信で呼ばれた場合に、電鈴が鳴ります。

第四十三章 電信信號式による直通線のある

短距離發信通話の扱ひ方

ここに述べてあること以外は、信號式による短距離發信通話の扱ひ方と同様に、取扱ふのであります。

其の一 一般の扱ひ方

例 至急通話で東五百六十番(手働式)から金澤百七十五番へ通話の場合

一 接なく順の來る少し前に、電信で金澤へ

取「ネ

金取「ヲ

取「シ、一七五へ

金取「シ、一七五へ?

取「ソ

金取「ハイ

ご返事があつたら、市外線の空くのを待つのであります。

注意

(イ) 三局以上接続せられてゐる市外線で相手局を呼ぶには、局名の始の一字を送るのであります。若し同じ線に始の字の同じ局が二局あるときは、一局の始の

二字を使ふのであります。

(ロ) 金澤取扱者から反覆したのに間違があれば

取「イナ

と送つて、始から送り直すのであります。

(ハ) 金澤から

金取「スマ

と送られたら

取「ハイ

と答へて、少し待つのであります。

二 接續する少し前に、東局市外中繼臺へオーダーして、請求者を中繼線に採るのであります。

三 金澤二番線があら

取「一七五、二二へ

金取「ハイ

ご返事があつたら、請求者へ信號して呼出し

取「五百六十番ですか

請「さうです

取「金澤百七十五番の至急通話をお接なぎします、少しお待ち下さい

ご告げるのであります。

四 金澤から

金取「テタ

取「ラ

ご答へて、對話者に

取「金澤百七十五番ですか

對「さうです

取「名古屋です

ご告げ、兩方の加入者に

取「お出でになりましたからお話し下さい

ご告げ、暫く聽話してゐて、通話が始まつたらキーを立て、交換證に始話時刻、接續者番號を記入するのであります。

五 通話が濟んだら、交換證に通話時數を記入して、金澤へ

取「二二ラ

金取「ラ

ご返事があつたら、次の通話を取扱ふのであります。

其の二 特別の場合の扱ひ方

一 呼出の返信又は無料通話を豫報するときは

取「ヨへ、一七五へ

又は

取「ム、一七五へ

と送るのであります。

二 豫報してある通話が取消になつたときは

取「一七五、ケシ

と通知するのであります。

三 中繼線へ話中信號が來たら、市外通話を後廻しにして

取「一七五、セハナ

と通知し、又請求者が障碍中のときは、後廻しにして

取「一七五、セコセウ

1部長は請求
者不出の原
を調べて、後
廻し又は取消
にします。

と通知するのであります。

四 請求者を呼んでも、容易に應答がないときは

取「一七五、セテヌ

と通知して、1部長に申出るのであります。

五 金澤から

金取「一七五、ハナ

と通知があつたら

取「ハイ

と答へ、請求者に

取「金澤百七十五番お話中ですからまたお知らせします

と告げて、後廻しにするのであります。

六 金澤から

金取「一七五、テヌ

2部長は對話者不出の原因を金澤へ問合せ、相當處理します。

ご答へ、請求者に

取「金澤百七十五番お出になりませんから調べてお知らせします。ご告げて、2部長に申出るのであります。

七 金澤から

金取「一七五、フザイ

又は

金取「一七五、ヨウスミ

ご通知があつたら

取「ハイ

ご答へ、請求者に

取「金澤百七十五番でお話しするかたがお居にならないさうです。又は

八 金澤から

金取「一七五、ムカニウ

金取「一七五、トリハツシ

金取「一七五、テイシ

金取「一七五、コセウ

ご通知があつたら、請求者に

取「金澤百七十五番は電話の持主がありません

取「金澤百七十五番は機械を取外してあります

取「金澤百七十五番は電話を停められてゐます

取「金澤百七十五番は故障があつて通じません

ご断り、無料取消又は後廻しにするのであります。

九 加入者の通話が分からなくなつたときは、金澤へ

取「二一へ

ご送り、金澤取扱者が出たら、打合せるのであります。

一〇 通話が分からぬため、市外線を替へるときは

取「ネ

金取「チ

取「二かへ一

金取「ハイ

ご返事があつたら、二番線に接ないであることを、一番線へ替へるのであります。

一一 發呼出證又は中繼呼出證を配付せられたら、金澤へ

取「ヨネ

ご告げ、呼出を電信で送るのであります

注意 呼出のことは後に述べてあります。

第四十四章 電信信號式による直通線のない

長距離發信通話の扱ひ方

こゝに述べてあること以外は、前章と同様に取扱ふのであります。

其の一 一般の扱ひ方

例 至急通話で東局五百六十番(手働式)から仙臺百七十

五番へ通話の場合

一 交換證を配付せられたら、中繼局(東京)への市外線が空き次第、東京へ

取「チネ

東取「チ

取「シ、ナヒ五六〇カラセン一七五へ

東取「シ、ナヒ五六〇カラセン一七五?

取「ソ

東取「ハイ

ご返事があつたら、交換證の中繼局名に線を引き、東京着の發信交換證の中へ順に組入れて置くのであります。

二 接なく順の來る少し前に、東京へ

取「ネ

東取「チ

取「コノツギセンダイ、二一八（この次に仙臺を二番線に願ひます）

東取「ハイ

ご返事があつたら、東局市外中繼臺へ

取「長距離で五百六十

ごオーダーして、請求者を中繼線に採り、信號して呼出し

取「東五百六十番ですか

請「さうです

取「仙臺百七十五番の至急通話をお接なぎします、少しお待ち下

さい

ご告げ、對話者の出るのを待つのであります。

注意 中繼のいる發信通話を接続するために、自動局の加入者を中繼線に採るときは、

信號遮斷キーを引出して置いてダイヤルし、市外線へ接なく頃になつたら、キーで

信號して、請求者を呼出し、信號遮斷キーを元へ戻して置くのであります。

三 東京から

東取「テタ

取「ラ

ご答へて、對話者に

取「仙臺百七十五番ですか

對「さうです

取「名古屋です」

ご告げ、両方の加入者を接続して

取「お出でになりましたからお話し下さい

ご告げ、暫く聴話してゐて、通話が始まつたらキーを立て、交換證に始話時刻、接続者番號を記入するのであります。

四 通話中は時々監話して見るのであります。

五 通話が済んだら、交換證に通話時數を記入して、東京へ

取「二二ラ (二番線ありがたう)

東取「ラ

ご返事があつたら、次の通話を取扱ふのであります。

其の二 特別の場合の扱ひ方

一 東京へ豫報してある通話が取消になつたり、又は普通通話が至急通

話に變更せられたときは、東京へ

取「ナヒ五六〇カラセン一七五、ケシ

又は

取「ナヒ五六〇カラセン一七五、シへ

ご通知するのであります。

二 中繼線へ話中信號が來たら、市外通話を後廻しにして東京へ

取「セン一七五、セハナ

ご通知し、又對話者が障碍中のときは、後廻しにして

取「セン一七五、セコセウ

ご通知するのであります。

三 中繼線へ信號したとき、市内の部長が應答したら

取「仙臺が出ますから東五百六十番をお切り下さい

ご依頼するのであります。

中斷ちゆうだん 途中で切きる

注意

(イ) 長距離通話、定時通話又は豫約通話を接続しようとするとき、其の加入者が

市内と通話中のときは、手働式では市内の部長に依頼して市内通話を中斷して貰つて、市外と接続するのであります。

(ロ) 市内部長に市内通話の中斷を依頼すると、それが切れるまで、監視ランプが消えてゐます。

四 市内の部長に市内通話の中繼を依頼して暫く後に、中繼ジャックに挿してある呼出プラグの監視ランプが點火したら、請求者へ信號して呼出し、市外線へ接続するのであります。

五 市内の部長に市内通話の中斷を依頼して暫く後に、中繼ジャックに挿してあるプラグへ話中信號が來たら、プラグを抜いて、市外通話を後廻しにするのであります。

注意 請求者が通話局や公衆電話と通話してゐるときは、市内通話を中斷することが出来ないから、話中信號が來るのであります。

六 東京から

東取 「セン一七五、チナイ

取 「ハイ

と答へて、請求者に

取 「仙臺百七十五番は長距離加入でありませんからお接なきが出來ません

と告げ、交換證の備考欄に「チナイ」を10.50-15と記入し、交換證一面に×線を引いて、抹消して一定の棚に納めて置くのであります。

第四十五章 電信信號式による直通線のない

長距離着信通話の扱ひ方

こゝに述べてあること以外は、信號式による短距離着信通話の扱ひ方と同様に取扱ふのであります。

其の一 一般の扱ひ方

例 普通通話で仙臺百七十五番から本局二千五百六十番
(自働式)へ通話の場合

一 東京から

東取 「ネ

取 「チ

東取 「センダイカラナホ二五六〇、二二へ

取 「センダイカラナホ二五六〇、二二へ?

東取 「ソ

取 「ハイ

ご答へ、局内中継ジャックで市外案内臺を呼び

取 「本局二千五百六十番長距離加入ですか

ご、對話者が長距離加入者か尋ね

案取 「さうです

ご言はれたら、本局への中継ジャックの空いてゐるのへ、呼出プラグを挿し、ダイヤルして對話者を中継線に採り、對話者が應答したら

取 「本局二千五百六十番ですか

對 「さうです

取 「仙臺からお呼びです、少しお待ち下さい

ご告げ、東京へ

取 「テタ

ご送り、對話者を二番線へ接續して、通話が始まるまで、聴話してゐるのであります。

注意 (イ) 發信局が三等局のときは、着信交換證を作らねばなりません。

(ロ) 専用電話への通話のときは、其の専用電話が長距離であるか、調べなければなりません。

二 通話が済んで、東京から

東取「ラ

又は

東取「二二ラ

ご送られたら

取「ラ

ご答へ、通話済の手續をするのであります。

其の二 特別の場合の扱ひ方

一 對話者が長距離加入者でないときは、東京へ

取「ナホ二五六〇、チナイ

ご送り、取消にするのであります。

注意 電信のない線では、相手局へ

取「本局二千五百六十番は長距離加入ではありません

ご通知するのであります。

二 本局への中繼ジャックの話中表示ランプが全部點火してゐるとき、

又はダイヤルの途中に、局内線話中信號が來たときは

取「ナホ二五六〇、チハナ

ご通知するのであります。

三 對話者番號をダイヤルし終つたとき、話中信號が來たら

取「スマ

1部長は呼出プラグを割込し、ダイヤルして通話中へ割込み、市内通話であつたら、中止する様子を交渉します。

ご送り、直ちに1部長に申出るのであります。

四 對話者が市外通話中、又は通話局か公衆電話ご話中で、中斷出來な

いごきは

取「ナホ二五六〇、ハナ

ご通知して、後廻しにするのであります。

五 對話者が無加入のごきは

取「ナホ二五六〇、ムカニウ

機械取外のごきは

取「ナホ二五六〇、トリハツシ

通話停止のごきは

取「ナホ二五六〇、テイシ

故障のごきは

取「ナホ二五六〇、コセウ

通話者不在のごきは

取「ナホ二五六〇、フザイ

用済のごきは

取「ナホ二五六〇、ヨウスミ

ご通知するのであります。

六 中繼線へ呼出音は來てゐて、加入者が容易に應答しないごきは

取「ナホ二五六〇、テヌ

ご通知し、着信交換證を作つて、2部長に申出るのであります。

七 對話者を接ないだ後に、東京から

東取「二一八

ご送られたら、其の線へ出て打合せるのであります。

八 對話者を接ないだ後に、東京から

東取「二一カへ一

2部長は監督
臺へ通知して
障得が有るか
調へます。

ご送られたら

取「ハイ

ご答へて、二番線に接ないであることを、一番線へ替へるのであります。

九 對話者を接ないだ後に、東京から

東取「ナホ二五六〇、セテヌ

ご送られたら

取「ハイ

ご答へて、後廻しにするのであります。

一〇 東京から

東取「ヨネ

ご送られたら

取「チ

ご答へ、中継呼出證を取つて、呼出を受け、呼出證は呼出電話臺へ送るのであります。

第四十六章 電信信號式による中継通話の

扱ひ方

こゝに述べてあること以外は、信號式による短距離中継通話の扱ひ方と同様に、取扱ふのであります。

例 至急通話で東京京橋五百六十番から岐阜百七十五番へ通話の場合

一 東京から

東取「チネ

取「チ

東取「シ、キヨ五六〇カラギフ一五七へ

ご送られたら、中継交換證に通話種別、發着局名、電話番号を記入して

取「シ、キヨ五六〇カラギフ一五七?

東取 「ソ

取 「ハイ

ご答へ、受付時刻を記入して、東京線の發信交換證の中へ、順に組入れて置くのであります。

二 東京から

東取 「ネ

取 「ヲ

東取 「コノツギギフ、二二へ

取 「ハイ

ご答へて、對話者を呼出す手續をするのであります。

三 岐阜から

岐取 「お出でになりました

取 「ありがたう

ご答へ、東京へ

取 「テタ

ご送り、岐阜線を東京二番線へ接續し、暫く聽話してゐて、通話が始まつたらキーを立て、交換證に始話時刻を記入するのであります。

四 通話が済んで、東京から

東取 「ラ

取 「ヲ

ご答へ、岐阜取扱者に

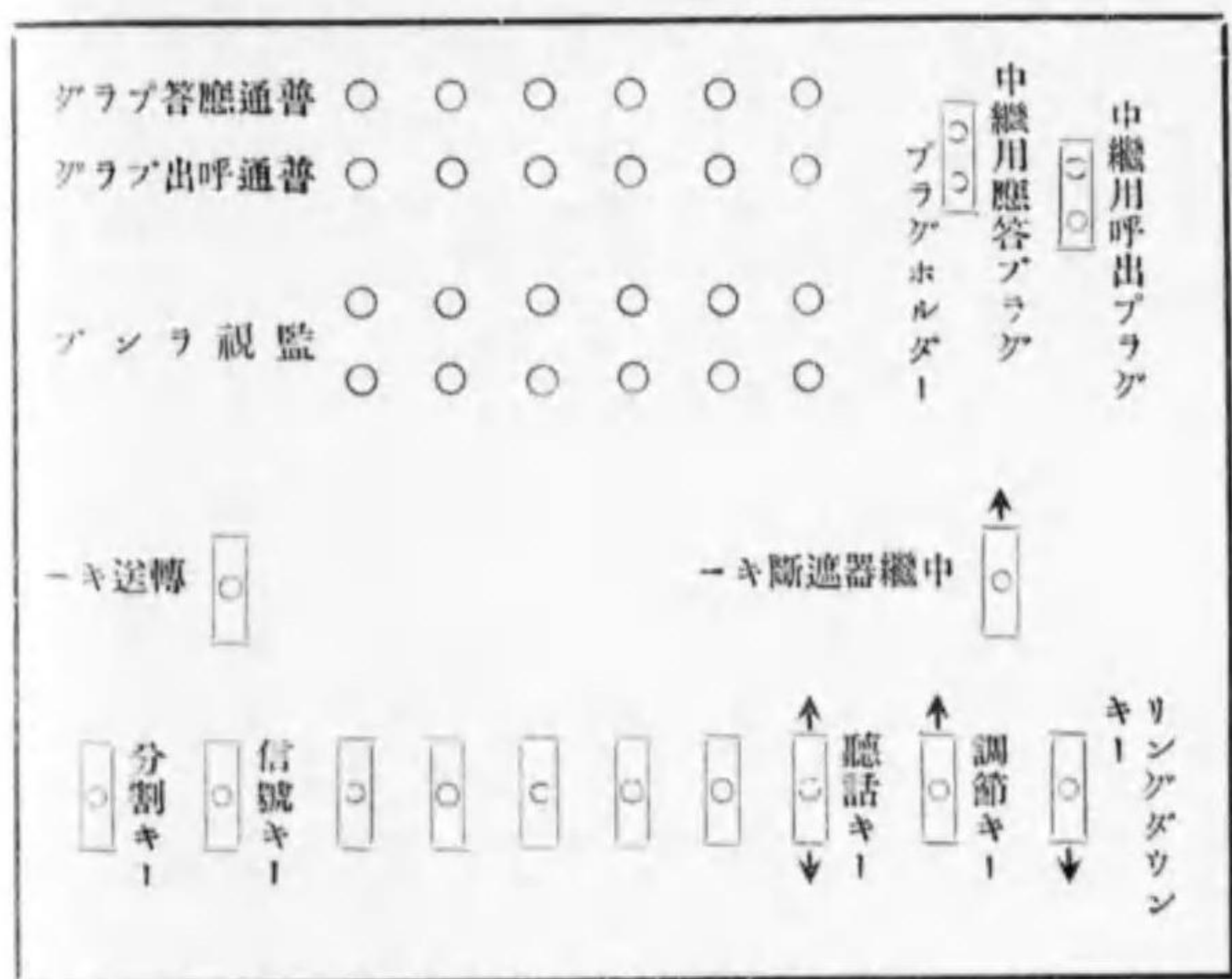
取 「ありがたう

ご告げるのであります。

第四十七章 紐中継器装置による中継通話の扱ひ方

扱ひ方

- 一 遠距離の市外線で、中継通話を接続するときには、通話を良くするため、紐中継器が装置してある市外線を使ふのであります。
 - 二 紐中継器装置の市外線は、擔當席の市外ジャックの線名に赤色の括弧が附けてあり、市外線複式ジャックが白色に塗つてあります。
- この市外線を使つて中継通話を接続するときは、別に定まつてゐる、紐中継器装置の中継席で取扱



ふのであります。

- 三 紐中継器装置中継席のキーやプラグは圖の通りであります。
- 四 ここに述べてあること以外は、信號式による短距離中継通話の扱ひ方と同様に取扱ふのであります。

例 横濱から松阪へ通話の場合

其の一 横濱席の扱ひ方

- 一 横濱局取扱者から、松阪への中継通話の豫報を受けたら、一般の通り中継交換證を作り、之れと同時に別に交換證の下部を赤色に塗つてある、副交換證にも同様に記入するのであります。

注意 受付けた中継通話を接続する市外線が紐中継席に收容してあつて、其の線で順番を定めるときには、副交換證を作る必要はありません。

- 二 副交換證へ記入が済んだら前の正交換證と對照して、誤がなければ正交換證は備考欄の左方にレ印を附けて配付掛に渡し、副交換證は横

濱線の發信交換證の中へ、順に組入れて置くのであります。

注意 配付掛に渡した正交換證は、検査臺で検査してから、紐中継席へ送られます。

三 接續する順番の來る少し前に、座席オーダーで紐中継席の取扱者を呼び

取「横濱から松阪願ひます

ご告げ、副交換證の前位市外線欄にレ印を記入して置くのであります。

四 オーダーランプに應答したとき、紐中継席取扱者から

中取「紐中継席ですが横濱から松阪お貸し下さい

ご言はれたら、横濱線の空き次第、應答プラグを横濱線の市外ジャックに挿し、聽話キーを轉送キーを向ふへ倒して、市外線を紐中継席へ轉送し、プラグを抜いてから副交換證の備考欄にその時刻を記入して置くのであります。

五 通話が済んだら副交換證は一面に×線を引いて抹消し一定の棚へ納めて置くのであります。

六 紐中継器装置で接續する、中継通話の接續順番が間近くなつたときは、其の市外線を他の通話に使はない様にするのであります。

其の二 紐中継器装置中継席の扱ひ方

一 配付掛から中継交換證を受取つたら、相手局別に區分して置くのであります。

二 オーダーランプに應答したとき、横濱席取扱者から

取「横濱から松阪願ひます

中取「はい

ご答へ、座席オーダーで松阪席取扱者を呼び

中取「紐中継席ですが横濱から松阪お貸し下さい

ご通知して置くのであります。

注意 横濱席取扱者から「横濱から松阪願ひます」と通知があるのは、單に順番が間近くなつたといふ知らせでありますから、このとき直に紐中継器ジャックへ中継用プラグを挿してはなりません。

三 松阪席から松阪線を轉送して來て、紐中継器ジャックのランプが點火したら、中継用呼出プラグでジャックを話中試験してから挿し、松阪局取扱者を呼出して、一般の通り對話者の呼出方を通知して置くのであります。

この間に座席オーダーで横濱席取扱者を呼び
中取「紐中継席ですが横濱から松阪お貸し下さい

と告げ、横濱線を轉送して來るのを待つのであります。

刻み 切りこみのしるし

注意 (イ) 中継用プラグをジャックへ挿すときは、プラグホルダーの手前側に刻みのある方を上にして挿すのであります。

(ロ) 紐中継器装置の市外線複式ジャックは、一般の複式ジャックと違つて、中継

用プラグを挿しますと、その席から以下の各席では、通話が中斷せられますから、中継席でその市外線を使ふときは、グリッドやクリックに充分注意せねばなりません。

四 横濱席から、横濱線を轉送して來て、紐中継器ジャックのランプが點火したら、中継用應答プラグを其のジャックに挿し、横濱局取扱者を呼び出して、松阪への中継通話を接續するのであります。

五 中継用プラグを使つて接續してある通話に、シンギング（ピーこいふ音）又はエコー（反響）が起つたときは、直に調節キーを向ふへ倒すのであります。

調節キーを倒しても止まないときは、他の中継用プラグと取替へ、前の中継用プラグは、試験するため1部長に申出るのであります。
他の中継プラグと取替へても、シンギング又はエコーが止まないときは、調節キーを倒し、それでも止まないときは、中継器遮斷キーを

1部長は其の旨試験掛へ通知します。

反響 ひびき

倒して見るのであります。

六 調節キーや中繼器遮断キーを倒しても、シンキング又はエコーの止まないごきは、市外線に故障があるのでありますから、交換證の備考欄に、シンキング又はエコーご記入し、其の時刻及取扱者番號を附記して²部長に申出るのであります。

注意 紐中繼器装置の市外線が障碍のごきは、紐中繼席で取扱はず、普通の市外臺で取扱ふのであります。

²部長は他の市外線で接続する様に手配します。

其の三 松阪席の扱ひ方

一 オーダーランプに應答したごき、紐中繼席取扱者から中取「紐中繼席ですが横濱かち松阪お貸し下さい」
ご言はれ、市外線が空いて居れば

取「はい

ご答へて松阪線の市外ジャックへ應答プラグを挿し、聽話キーご轉送

キーごを向ふへ倒して、市外線の中繼席へ轉送し、プラグを抜いて置くのであります。

二 松阪線が塞がつて居るときは、一般中繼通話取扱の通り假交換證を作つて置き、空き次第紐中繼席へ轉送するのであります。

第四十八章 夜間通話

其の一 夜間通話の規定

- 一 夜間通話は午前八時から午後七時までの間に通話を開始したもので普通通話料三十錢以上の土地との通話に限ります。夜間通話になるかならぬかは、始話時刻で定まるのであります。例へば午後七時五十八分に開始して八時一分に終つたものは夜間通話でなく、午前六時五十八分に開始して七時一分に終つたものは夜間通話になります。
- 二 夜間通話は午後七時から受付けて置くことが出来ます。しかし午後八時までは、たごへ市外線が空いてゐても、接續することが出来ません。
- 三 晝間の通話が遅れて、午後八時以後に通話を開始したときは、夜間通話になります。

四 夜間通話が遅れて、午前七時以後に通話を開始したときは、晝間の通話になります。

五 二通話以上繼續して通話するときは、各の開始時刻で、夜間通話か晝間の通話か定まります。例へば午後七時五十八分から二通話通話したときは、始めの一通話は晝間の通話で、後の一通話は八時一分から始まつた譯でありますから、夜間通話になります。午前六時五十八分から二通話通話したときは、始めの一通話は夜間通話で、後の一通話は晝間の通話になります。

其の二 記録臺の扱ひ方

一 午後八時後に普通通話料三十錢以上の土地へ申込があつたら、請求者から夜間通話でこは言はれなくても、夜間通話として受付けるのであります。

二 午後七時前に夜間通話の申込があつたなら

取「夜間通話は午後七時から申込んで下さい
ご断るのではありません。

其の三 市外臺の扱ひ方

一 午後八時前に夜間通話の交換證を配付せられたら、八時までは晝間の通話の交換證とは、別にして置くのであります。

二 夜間通話を接続するときは、請求者に

取「……………(着信局名)……………番の夜間(又は夜間至急)通話をお接なぎします
ます少しお待ち下さい

ご告げるのであります。

三 午後八時以後まで晝間の通話が残つてゐて、夜間通話として取扱へるものであつたら、接続するとき交換證の通話種別欄に「ヤ」と記入し、請求者に

取「これは夜間(又は夜間至急)通話になります

ご告げるのであります。

四 夜間通話が遅れて、午前七時以後に接続するときは、交換證の通話種別欄の「ヤ」を消し、請求者に

取「これは普通(又は至急)通話になります
ご告げて、接続するのであります。

五 二通話繼續して通話する場合に、一通話は晝間の通話で一通話は夜間通話になるときは、又は一通話は夜間通話で一通話は晝間の通話になるときは、其の移り目に請求者に

取「これから夜間(又は普通)通話になります。
ご告げ、1部長に申出て、別の交換證を作つて貰ひ、前の晝間通話の打切時刻を、始話時刻として記入するのであります。

この通話が二通話又は三通話になつたとき、時間を通告するには、一般の場合と違ひ、「分の小数」が始話時刻のものと同じ数字になつた

1部長は別に
交換證を作り
受付時刻は省
略し、左の欄
外上部へ「ツ
、キ」と記入
して、取扱者
に渡します。

こぎ、直ちに通告するのであります。

半減 はんげん
る 半分へ

第四十九章 半減通話

岐阜県内の市外通話に限つて、半減通話といふのがあります。名古屋の発信や着信には、半減通話はありませんが、中継には半減通話があります。中継半減通話はこゝに述べてあること以外は、一般の通りに取扱ふのであります。

半額 はんがく
はんぶん

一 半減通話とは通話料が半額になる通話であります。半減通話の出来る加入者は、縣廳、警察署等で、其の加入者名や電話番号は、別に定められてあります。半減通話は請求者對話者両方ともに、其の資格がなければなりません。

同一 どうい
おなじ

二 半減通話は同一通話種別の一般の通話よりも、先に接続するのであります。例へば半減至急通話は一般の至急通話よりも先に、又半減普通通話は一般の普通通話よりも先に、接続するのであります。

三 半減通話の中継交換證には、備考欄に「半減」と記入して置くのであります。

四 半減通話を着信局又は中継局へ通報するときは

取「願ひます半減(又は半減急報)で……………(発信局名)……………番から……………(着信局名)……………番
と告げるのであります。

第五十章 船舶通話

横濱港にゐる船舶へは、加入者と同様に、通話をすることが出来ます。この通話を船舶通話といひます。船舶通話の料金は、一般通話と同様で、其の取扱方もこゝに述べてあること以外は、一般の通りであります。

其の一 記録臺の扱ひ方

一 記録臺で應答したとき

請 「横濱入港の天洋丸(船舶の名)

と言はれたら、交換證の對話者局名欄に「ヨ」、對話者番號欄に「テンヨウ」と記入するのであります。

注意 船舶の名は總て……………丸といひますが、「丸」は略して記入しないのであります。

其の二 第一検査臺の扱ひ方

船舶代表番號

一 船舶通話の交換證には、備考欄に「SHIP」を記入するのであります。この番號を船舶代表番號といひます。

其の三 市外臺の扱ひ方

一 着信局へ船舶通話を通報するときは、交換證の備考欄に記入してある船舶代表番號を、通知するのであります。

二 着信局で船舶代表番號へ接ないだときは

取「天洋丸へ願ひます

ご通知し、船舶へ接續されるのを待つのであります。

三 船舶へ接續せられたときは

取「あなたは天洋丸ですか

對「さうです

と言はれたら、請求者を接續し、其の時を始話時刻として、記入する

のであります。

四 船舶が入港してゐないとか、船舶に電話がないために、通話が出来ないときは、對話者無加入として、無料取消にするのであります。

第五十一章 定時通話

其の一定時通話の規定

- 一 名古屋から定時通話の出来るのは、次の土地に限ります。
 東京 大阪 京都 神戸 豊橋 濱松 静岡 岐阜
 大垣 津 四日市 福井 金澤 飯田 岡谷 山田
- 二 定時通話は公衆電話や通話局からは、申込むことが出来ません。
- 三 定時通話を申込むときは、通話する時刻と通話時数とを、請求者が指定するのであります。其の時刻を指定時刻といつて、〇分とか三分とか六分とか、三分づゝの區切りから始まることにしなければなりません。又通話時数は三通話より多くは出来ません。
- 四 定時通話は前日の午後六時から指定時刻の一時前までに、申込むのであります。
- 五 定時通話の申込があれば、受付けた局では直ちに着信局へ通知し、

指
定
時
刻

着信局から對話者へ知らせて置くことになつてゐます。

- 六 定時通話の中込は、次の場合に限つて、變更することが出来ます。
 - 1 指定時刻の一時前までに、通話時数を増すごき
 - 2 局から接續の通知をする前に、通話時数を減すごき
 通話時数を減じた場合には、取消した部分は有料取消になります。
- 七 定時通話は指定時刻に接續するものであります。障碍其の他止むを得ない差支があるときは、指定時刻を十五分以内繰上げ又は繰下げて接續するものであります。若しこの時間中に接續が出来ぬときは、中止になります。このことを消滅といひます。請求者に消滅の通知をしたとき、定時通話の代りとして、至急通話を申込まれたら、其の至急通話は消滅になつた定時通話の受付時刻に申込んだものとして、接續の順を定めることになつてゐます。

消
滅

- 八 請求者又は對話者の都合で、定時通話が取消になるときは、市外案

内臺等へ申出のあつたものでも、總て有料取消になります。

九 無料の定時通話は指定時刻が午後八時から午前七時までの間のもの
しか、受付けることが出来ません。

其二 記録臺の扱ひ方

例 本局二千五百六十番(自働式)から東京四谷百七十五番へ午後一時三分から二通話申込の場合

一 記録臺を呼ばれたら、自働式用應答プラグを挿して

取「ごちらへ

請「東京の定時通話を願ひます

取「時間は

請「午後一時三分から二通話

取「東京何番ですか

請「四谷百七十五番

取「あなたは

請「本局二千五百六十番

一般通話受付のときと同様に反覆して、交換證に記入し、尙通話種別欄に「テ」、備考欄に指定時刻を「Time」と記入し

取「調べて後程御返事します

ご告げてプラグを抜き、交換證を配付掛に渡すのであります。

注意 (イ) 翌日の定時通話を受付けたときは、指定時刻を例へば「Time」と記入するのであります。

(ロ) 請求者から時間を指定せず、たゞ「なるべく早く」と申出があつたら、受付時刻より一時間後に於ける最も早い時刻を指定時刻として、記入するのであります。

(ハ) 同一加入者より同時に多数の定時通話を申込まれたときは、記録の済んだの

から順に通づ、配付掛に渡すのであります。

二 午後六時前に翌日の定時通話の申込があつたら

取「明日の定時通話は午後六時から申込んで下さい

と断るのであります。

増減 増減

三 定時通話の通話時数を増減したいと申出られたり、差支のない時間

を尋ねられたら、市外案内臺(百四番、手働式加入者は本局百四番)へ申出る様に、告げるのであります。

其の三 發信の扱ひ方

例 本局二千五百六十番(自働式)から東京四谷百七十五

番へ午後一時三分から二通話通話の場合

一 定時通話の交換證を配付せられたら、市外線が空き次第、東京へ

取「定時願つて置きます本局二千五百六十番から四谷百七十五番

(一)の中は電信を使ふ場合の例であります。

午後一時三分から二通話(テネ、ナホ二五六〇カラヨツ一七

五、コージ三カラ二)

と豫報し、東京取扱者が反覆したのに間違がなければ

取「さうですこちらは十五番ですがあなたは(ソ、コチラ一五、

アナタハ)

東取「二十八番です(二一八)

ごいはれたら、交換證の備考欄に東京の取扱者番號を記入し、一般の通話とは別にして、指定時刻の順に重ねて置くのであります。

二 指定時刻の約二分前になつたら、信號遮断キーを引出して置いて、

ダイヤルして請求者を中繼線に採り、適當の時機に信號して呼出し

取「本局二千五百六十番ですか

請「さうです

取「四谷百七十五番の定時通話をお接なぎします、少しお待ち下

1 部長は割込
ジャックを使
つて市内通話
を中止する様
に、請求者に
交渉します。

ご告げ、接續の準備をしますのであります。

さい

注意 (イ) 中繼線へ話中信號が来たときは、直ちに1部長に申出るのであります。

(ロ) 請求者が市外通話中、又は通話局か公衆電話と通話中のときは、其の通話の済むのを待つて、定時通話を接續するのであります。

三 指定時刻近くになつたら、東京取扱者に

取「定時願ひます四谷百七十五番を三番線へ(テネ、ヨツヤ一七五、三八)」

ご告げ、東京から

東取「お出になりました(テタ)」

ご通知があつたら、對話者に

取「四谷百七十五番ですか

對「さうです

取「名古屋です

ご告げ、兩方の加入者を接續して

取「お出になりましたからお話し下さい

ご告げ、暫く聴話してゐて、通話が始まつたらキーを立て、交換證に

一般の通り記入するのであります。

四 終話時刻になつたら、聴話して兩方の加入者に

取「時間です

ご告げて切斷し、通話時数を記入するのであります。

注意 (イ) 定時通話は申込んである通話時数よりも、長く通話することは出来ません。

(ロ) 二通話又は三通話の定時通話は、二通話目又は三通話目の終まで、時間の通知をしないのであります。

(ハ) 二通話又は三通話の定時通話が、申込の通話時数にならぬ中に済んだときも申込通り通話時数欄に記入し、備考欄に「...」と記入して置くのであ

ります。

五 定時通話を東京へ豫報した後に、通話時数が増減したときは、東京へ

取「定時の増加(又は減少)を願ひます(ネ、テ、ヘンコウ)

東取「どうぞ(チ)

取「本局二千五百六十番から四谷百七十五番午後一時三分一通話増加(又は減少)しました(ナホ二五六〇カラヨツ一七五、コ

一ジ三、一マシ「一ケシ」)

東取「承知しましたこちらは二十八番ですがあなたは(ハイ、コチ

ラ二八、アナタハ)

取「十五番です(一五)

ご通知し、交換證の備考欄に東京の取扱者番號を記入し、交換證を元の順に組入れて置くのであります。

注意

定時通話の時数が増加した場合には、部長が交換證の通話時数を訂正し、備考欄に「マシ」の二字と其の時刻と訂正者番號を記入して渡します。又減少した場合には交換證の通話時数を訂正し、備考欄に「……(減少した通話時数)消」の二字と其の時刻と訂正者番號を記入して渡します。

六 東京へ豫報した後に、取消になつたら、東京へ

取「定時の取消を願ひます本局二千五百六十番から四谷百七十五番午後一時三分(テ、ケシ、ナホ二五六〇カラヨツ一七五、

コ一ジ三)

ご通知し、互に取扱者番號を通知し合ひ、交換證の備考欄に東京の取扱者番號を記入して置くのであります。

注意

定時通話が取消になつたときは、部長が交換證の備考欄に「取消」の二字と其の時刻等を記入して渡します。

七 止むを得ない差支があつて、指定時刻より前に繰上げて接續するご

きは、豫め請求者に

取「お氣の毒ですが一時三分の定時通話を……分繰上げてお接
なぎします

ご告げるのであります。

注意 指定時刻より遅れるときは²部長に申出るのであります。

八 止むを得ない差支があつて、指定時刻よりも遅れるときは、請求者
に

取「お氣の毒ですが一時三分の定時通話を……分繰下げでお接
なぎします。

ご告げて置くのであります。

九 指定時刻の前後十五分以内に接なくことが出来なかつたときは、請
求者に

取「お氣の毒ですが一時三分の定時通話は消滅になりました

²部長は立會
つて、成るべ
く消滅になら
ぬ様に努めま
す。

ご告げ、交換證の備考欄に例へば「消滅」1:20-15」と記入し、交換證一
面に×線を引いて抹消し、東京へ

取「定時の消滅を願ひます本局二千五百六十番から四谷百七十五
番(テ、セウメツ、ナホ二五六〇カラヨツ一七五)

ご通知するのであります。

一〇 請求者に消滅の通知をしたとき

取「それでは至急通話で接しないで下さい
ご言はれたら

取「承知しました

ご答へ、³部長に申出て、至急通話の交換證を作つて貰ひ、定時通話
の受付時刻に申込んだものとして、組入れて置くのであります。

其の四 發信の扱ひ方

³部長は至急
通話の交換證
を作り、定時
通話の受付時
刻を記入し、
尚左の欄外上
部に「定消」と
記入して、取
扱者に渡しま
す。

例 東京四谷百七十五番から東五百六十番(手働式)へ午後一時三分から一通話通話の場合

一 東京から呼ばれて應答したとき

東取「定時願つて置きます四谷百七十五番から東五百六十番午後一時三分から(テネ、ヨツ一七五カラナヒ五六〇、コージニ)

ご豫報せられたら、着信交換證に記入して反覆し

東取「さうですこちらは二十八番ですがあなたは(ソ、コチラ二八アナタハ)

ご言はれたら

取「十五番です(一五)

ご答へ、受付時刻を記入して、交換證を⁴部長に渡すのであります。

二 部長から着信定時通話の交換證を返されたときは、一般の交換證とは別にして、指定時刻の順に重ねて置くであります。

⁴部長は配付掛に渡して、市外案内臺へ送ります。

三 指定時刻の約二分前に、東局市外中繼臺へ

取「定時で五百六十

ごオーダーして、對話者を呼出し

取「東五百六十番ですか

對「さうです

取「四谷百七十五番からの定時通話です、少しお待ち下さい

と告げて、接續の準備をしますのであります。

注意 (イ) 中繼線へ信號したとき、市内の部長が應答したら

取「定時通話ですから東五百六十番をお切り下さい

と市内通話の中斷を依頼するであります。

(ロ) 對話者が市外通話中、又は通話局か公衆電話と通話中のときは、中繼線へ話中信號が來ますから、其の通話の済むのを待つて、定時通話を接續するのであります。

四 東京から

東取「定時願ひます東五百六十番一番線へ(テネ、ナヒ五六〇、一へ)
と言はれたら

取「お出でになりました(テタ)

と答へて、對話者を市外線へ接続するのであります。

五 豫報せられてある定時通話に對し、東京から

東取「定時の増加(又は減少)を願ひます(ネ、テ、ヘンコウ)
と言はれたら

取「どうぞ(チ)

東取「四谷百七十五番から東五百六十番午後一時三分一通話増加
(又は減少)しました(ヨツ一七五カラナヒ五六〇、コージニ、
一マシ「一ケシ」)

と通知があつたら、着信交換證を訂正し

取「承知しましたこちらは十五番ですがあなたは(ハイ、コチラ

一五、アタタハ)

東取「二十八番です(二一八)

5部長は配付
掛に渡して、
市外案内臺へ
送ります。

と言はれたら、交換證の備考欄に東京の取扱者番號を記入し、5部長
に渡すのであります。

注意 東京から取消の通知があつたときも、これに準じて取扱ふのであります。

六 着信定時通話に事故が起つたときは、發信のときの例によつて、一 々對話者へ通知するのであります。

注意 取消になつたときは、對話者を呼出して通知するのでありますが、時數増減のこ
きには、通知するに及びません。

其の五 中繼の扱ひ方 (市外線を貸す席)

例 一宮五百六十番から大阪北百七十五番へ午後一時三
分から一通話通話の場合

一 一宮から呼ばれて應答したとき

取「中繼定時願つて置きます一宮五百六十番から大阪北百七十五番午後一時三分から

言はれたら、中繼交換證に記入して反覆し、互に取扱者番號を通知し合ひ、受付時刻を記入して、交換證をG部長に渡すのであります。

二 中繼定時通話の副交換證(下の方が赤色に染めてあるもの)を配付せられたときは、一般の交換證とは別にして、指定時刻の順に重ねて置くのであります。

三 指定時刻の約二分前からは、定時通話に使ふ市外線を開けて置いて、大阪線の擔當者から

他取「……席ですが定時ですから一宮線お貸し下さい
言はれたら
取「一宮二番線どうぞ

G部長は配付掛に渡して、市外案内臺へ送ります。

ご答へ、副交換證の始話時刻欄に斜線を引き、其の線を空けて置くのであります。

四 大阪線の擔當者から

他取「一宮二番線ありがたう
言はれたら、副交換證を中繼交換證の棚に納めるのであります。

其の六 中繼の扱ひ方 (取扱席)

例 一宮五百六十番から大阪北百七十五番へ午後一時三分から、一通話通話の場合

一 大阪席へ中繼定時通話の交換證を配付せられたら、市外線が空き次第、大阪へ

取「定時願つて置きます一宮五百六十番から北百七十五番午後一時三分から(テネ、イチミヤ五六〇カラキタ一七五、コージニ)

ご豫報し、互に取扱者番號を通知し合ひ、交換證の備考欄に大阪の取扱者番號を記入して、名古屋發信の定時通話交換證の中へ、指定時刻の順に組入れて置くのであります。

二 指定時刻の少し前になつたら、一宮線の擔當者に

取「……………席ですが定時ですから一宮線お貸し下さい
ご言ひ

他取「一宮二番線どうぞ

ご言はれたら、一宮二番線の複式ジャックにプラグを挿して、一宮取扱者を呼び

取「大阪の定時出します

ご告げ置き、指定時刻近くになつたら、大阪取扱者に

取「定時願ひます北百七十五番三番線へ(テネ、チキ一七五、三
へ)

ご告げ

大取「お出になりました(テタ)

ご通知があつたら、一宮取扱者に

取「大阪お出になりました

ご告げ、兩方の市外線を接續するのであります。

第五十二章 豫約通話

其の一 豫約通話の規定

- 一 豫約通話は定時通話によく似てゐます。しかし豫約通話の出来る加入者は、新聞社、通信社、取引所に限られてゐることに、一々申込みないこと等が、定時通話と違つてゐます。
- 二 豫約通話を澤山にする加入者には、豫約通話だけに使ふ電話機が設けてあります。これを豫約専用電話といつて、市外臺から直接呼出せる様にしてあります。
- 三 豫約通話のある加入者へは、毎朝時刻を通知して、時計を合はせるのであります。
- 四 豫約通話は豫約時間よりも繰上げて、接なくことは出来ません。
- 五 障碍等のため、豫約時間に接続出来ないときは、豫約時間の終から十五分以内ならば、繰下げて接続するのであります。十五分以内に接続出

豫約専用電話

不能

- 来ないときは、中止にするのであります。このことを不能といひます。十五分以内でも豫約時間が過ぎてから接続しようとする場合に、豫約者から通話の必要がないと言はれたときは、不能にするのであります。
- 六 豫約時間に豫約者を呼んでも、豫約者の勝手に應答がないとき、又は通話を始めないときは、豫約時間に接続したものととして取扱ひ、繰下げるところは出来ません。
 - 七 一旦接続した後は、途中で通話が分からなくなつても、通話時間を延ばすことは出来ません。それですからコードや市外線を調べて、完全に出来る様に努めねばなりません。若し通話が引續いて三分間不明になつたときは一通話不能とし、又六分間不明のときは二通話不能とするのであります。
 - 八 豫約通話には交換證を使ひません。豫約時間や豫約者の番號等はカードに記入して、市外臺に備へてあります。

其の二 發信の扱ひ方

例 午後一時五十四分から三通話東二十九番(手働式)から
岐阜百七十五番へ通話の場合

一 豫約時間の約二分前になつたら、東局市外中繼臺へ

取「豫約で二十九番

ごオーダーして、請求者を中繼線に取

り適當の時機に豫約者を呼出し

取「東二十九番ですか

豫「さうです

取「一時五十四分岐阜の豫約です

ご告げ、接續の準備をするのであります。

注意 (4) 豫約通話のカードに注意してゐて、時刻や番號を間違へたり、接續することを

漏らすおこす
漏らしてはなりません。

○	1.54-2.03	○
	三通話	
	新愛知	
	對同支局	
	東 29	
	(岐阜一七五)	

(色紫字文)

(ロ) 豫約時間の三分前からは、其の市外線で他の通話を始めてはなりません。

(ハ) 豫約専用電話があるときは、直接市外臺から豫約者を呼出すのであります。この場合にはカードに「専………」と、専用電話の番號が示してあります。

(ニ) 中繼線へ話中信號の來たとき、又は中繼線へ信號した際市内の部長が應答した

ときは、定時通話の場合と同様に、取扱ふのであります。

二 豫約時間近くになつたら、岐阜取扱者に

取「豫約願ひます一番線へ(ヨヤクネ、一へ)

ご告げ

岐取「お出になりました(テタ)

ご言はれたら、對話者に

取「あなたは何番ですか

對「岐阜百七十五番です

ご言はれたら、兩方の豫約者を接續して

取「お話し下さい」

ご告げ、暫く聴話してゐて、通話が始まつたらキーを立てるのであります。

三 通話中は時々監話して、通話がよく出来るかを調べるのであります。

四 終話時刻になつたら、聴話して両方の豫約者に

取「時間です」

ご告げ、たごへ通話の最中でも必ず切斷し、カードをはねて置くのであります。

注意 二通話又は三通話繼續の豫約通話は、二通話目又は三通話目の終まで、時間の通知をしないのであります。

五 豫約者が通話を始めないことがあつても、「お話し下さい」ご告げたときを始話時刻とし、決して通話時間を延ばしてはなりません。この場合には、直ちに部長に申出で、部長は豫約通話事故表に第一例の通り記入

するのであります。

注意 豫約通話の事故が起つたときには、直ちにI部長に申出るのであります。

六 障碍其の他止むを得ない事故のため、豫約時間通りに接續することが出来ない場合は、豫約者に

取「故障がありますから（又は……ですから）少しお待ち下さい

ご告げ、又六分以内に接なくここが出来の見込のときは

取「一時五十四分の豫約は……分遅れます

ご告げ、接續した時刻から通話時間を計算するのであります。この場合には、事故表に第二例の通り記入するのであります。

豫約通話事故表

昭和 年 月 日

(第一例)

豫約者	相手局名	豫約通話時間	回線名	實際通話時間	通話不能時間	通話不明時間	記 事	取扱者
レ 29	キ	フ	1.54—2.03	1			初メ一分間通話セズ	15

I部長は立會つて、取扱上
手落のない様
に指圖をし、
又取扱の模様
を事故表に記
入します。

(第二例)	レ 29	キ	フ	1.54—2.03	1	1.55—2.04			障害ノタメ	1 5
(第三例)	レ 29	キ	フ	1.54—2.03	1	2.01—2.07	1		障害ノタメ 遅延打切ル	1 5
(第四例)	レ 29	キ	フ	1.54—2.03	1	2.01—2.04	2		障害ノタメ 遅延	1 5
(第五例)	レ 29	キ	フ	1.54—2.03	1		3		障害ノタメ 遅延	1 5
(第六例)	レ 29	キ	フ	1.54—2.03	1		4		障害ノタメ	1 5
(第七例)	レ 29	キ	フ	1.54—2.03	1		1	1	障害ニテ不 明ノタメ	1 5

七 六分以上遅れても、其の豫約時間内に接續することが出来る見込のときは、見込時間を豫約者に告げて置いて、接續した時刻から通話時間を計算するのであります。この場合に他の豫約通話に差支が起るときは、都合のよい區切り目(例へば二通話)で打切り、事故表に第三例の通り記入するのであります。

又二通話目と三通話目が豫約時間外になつたので、豫約者から通話の必要がないと言はれたら

取「承知しました」

と答へ、始の一通話だけで打切り、後の二通話は不能として、事故表に第四例の通り記入するのであります。

八 遅れた豫約通話が豫約時間の終から十五分以内に接續出来る見込のときは、見込時間を豫約者に告げて置いて、接續するのであります。

この場合に豫約時間外になつたので、通話の必要がないと言はれたら不能として處理するのであります。

九 豫約時間の終から十五分過ぎても、接續することが出来ぬときは、豫約者に

取「不能になりました」

と通知して、事故表に第五例の通り記入するのであります。

一〇 通話の途中に障碍等のため、通話が不明になつても、通話時間を延ばさないうで打切り、豫約者に

取「お氣の毒ですが……分間通話不明になりました
ご告げ、事故表に第六例の通り記入するのであります。

一 障碍其他豫約者の故意や過失でない事故のため、一通話以上不明
になつたときは、通話不能として處理し、事故表に第七例の通り記入す
るのであります。

注意 例へば一時五十四分から三通話の豫約通話が、一時五十五分から四分間通話が分か
らなかつたら、一通話不能とし、一分間は不明として處理するのであります。

其の三 着信の扱ひ方

例 午前十時三十分から一通話岐阜百七十五番から豫約専
用三番へ通話の場合

一 豫約時間の二分钟前になつたら豫約専用三番を呼出し

取「専用三番ですか

豫「さうです

取「十時三十分岐阜の豫約です

ご告げ、暫くして岐阜取扱者から

岐取「豫約願ひます一番線へ

(ヨヤクネ、一へ)

ご言はれたら

取「お出になりました(テタ)

ご答へ、豫約者を市外線へ接續するのであります。

二 この他は發信のときの例によつて、取扱ふのであります。



(色赤字文)

第五十三章 市外案内臺の扱ひ方

市外案内臺は他の土地の電話番号の問合、申込んである市外通話の接續時刻の問合、市外通話取消の申出、その他市外通話に關係した一切の問合を受けることゝあります。案内臺の中で他の土地の電話番号の問合を受ける係を番號調査掛といひ、其の他の問合を受ける掛を案内掛といひます。

其の一 番號調査掛の扱ひ方

- 一 手働局の加入者から番號調査掛を呼ばれて、ランプが點火したときは、手働式用應答プラグのキーを向ふに倒して、其のプラグを點火してゐるランプのジャツクへ挿し
- 取「こちらは本局百五番です
ご答へるのであります。

- 二 自動局の加入者から番號調査掛を呼ばれたときは、自動式用應答プラグを使つて

取「こちらは百五番です
ご答へるのであります。

- 三 應答したとき、他の土地の電話番号を尋ねられたら

取「少しお待ち下さい

ご告げ、其の土地の電話番号簿により成るべく早く調べて、請求者に

取「お待ち遠うさま桑名六百五十一番で御座いますがお掛けになりますか

請「掛けます

取「それではこゝで受付けて置きますがあなたは

請「本局百三十番です

取「本局百三十番ですか

請「さうです至急通話で願ひます

取扱者は發信交換證に之を記入し

取「至急通話ですれ承知しました

と答へてプラグを抜き、交換證に受付時刻を記入し、尙備考欄に(105)と書き、配付掛に渡すのであります。若し長距離通話のごきには請求者が長距離加入者になつてゐるか、調べなければなりません。

配付 くらぶる

注意 ① 請求者に「お掛けになりますか」と尋ねたとき、「掛けません」と言はれたら、

其のまゝ切つて置くのであります。

② 加入者の多い土地の電話番号簿は加入者名が「アイウエオ」順、又は「イロハ」順にしてありますから、名前で調べるのであります。若し名前で見當らぬときは屋號等を尋ねて調べるのであります。

③ 加入者の少ない土地の電話番号簿は、電話番号の順にしてあります。

④ 電話番号簿が、番號順になつてゐない局の加入者名を、電話番号によつて尋ねられたときは

取「番號でお名前は調べ兼ねます

と断るのであります。

(ホ) 長距離通話區域の電話番号を尋ねられたときは、長距離加入の番號を答へるの
であります。

四 電話番号簿で調べても、番號が見當らぬときは

取「お待ち遠うさま………(加入者名)では出て居りません

又は

取「お待ち遠うさま調べましたがごうも見當りません

と断るのであります。

此の場合に「たしかに電話がある」と言はれたら、請求者の番號を尋ねて、受付票に記入し

取「線が空きましたら………(相手局名)へ聞いてお知らせします

と告げ、受付事項欄に對話者居所氏名と、「番號」の二字を記入して、一

受付事項欄
居所

受付票

作成 つくる
保管 しまつて置く

I部長は電信で相手局へ問合す様に、市外臺の部長に依頼します。

調査要領

回答 こたへる

日切斷した上、受付月日、受付時刻、受付者番號を記入し、別に相手局案内臺（百番、五百番等）への發信無料交換證を作成して、配付掛に渡し、受付票は其の席に保管して置くのであります。

注意 相手局へ電信があるときはI部長に申出て受付票を渡すのであります。

五 市外臺から呼ばれて應答したとき、相手局へ接續せられたら、前の受付票を見乍ら、番號の取調を依頼し、番號が分かつたときは其の番號を

又番號が分からぬときは「不明」と、調査要領欄に記入して切斷し、調査時刻、調査者番號を記入し、更に請求者を呼出して回答し、市外通話を申込むのであれば、一の通りに發信交換證を作成して、配付掛に渡し受付票に回答時刻、回答者番號を記入

市外案内臺受付票						月	日
請求者							
對話者							
種別		申込	前後	時	分		
受付事項							
受付	前後	時	分	受者	受付		
調査要領							
調査	前後	時	分	調査者	調査		
回答	前後	時	分	回答者	回答		

し、一定の棚に納めて置くのであります。

注意 自動局の加入者へ回答するときには、發信回線を使つて、局番號と加入者番號とをダイヤルするのであります。

其の二 案内掛の扱ひ方

一 手働局の加入者から案内掛を呼ばれたときは、手働式用應答プラグを使つて

取「こちらは本局百四番です
ご答へるのであります。

二 自動局の加入者から案内掛を呼ばれたときは、自動式用應答プラグを使つて

取「こちらは百四番です
ご答へるのであります。

三 應答したとき

請「本局百三十番から桑名六百五十一番の申込を至急通話に變て
下さい

取「何時頃お申込みになりましたか

請「十時三十分頃です

受付票に請求者番號、對話者番號、始の通話種別、申込時刻を記入し、
尙受付事項欄に「シへ」と記入し

取「本局百三十番から桑名六百五十一番を至急通話に變更です

請「さうです

取「承知しました

ご答へて切斷し、受付票に受付月日、受付時刻、受付者番號を記入し
て、配付掛に渡すのであります。

四 應答したとき

請「本局百三十番から桑名六百五十一番の至急通話を取消して下さい

い

取「何時頃お申込みになりましたか

請「十時三十分頃です

受付票に之を記入し、尙受付事項欄に「ケシ」と記入し

取「本局百三十番から桑名六百五十一番の至急通話を取消です

請「さうです

取「承知しました

ご答へ、受付票に受付月日、受付時刻、受付者番號を記入して、配付掛
に渡すのであります。

五 通話種別變更又は取消の受付票が戻つて來たときは、調査要領欄を見
て、レ印が記入してあるときは、回答時刻欄に斜線を引き、回答者番號
を記入して、一定の欄に納めて置くのであります。若し調査要領欄に

斜線はすかい
の線
2 部長は似寄
りの交換證が
無いかを調べ
無寄りのもの
も無ければ、
請求者に問合
せて、確に申
込んだものと
認めるときは
交換證を作つ
て置きます。

「無」ご記入してあるときは、直ちに2部長に申出るのであります。

六 通話区域や市外通話料に就いて問合を受けたときは、直ちに帳簿で取調べて、答へるのであります。

3部長は定時
通話時間表等
で調べて、回
答します。

七 定時通話に就いて問合を受けたときは、自分で答へず、直ちに3部長に申出るのであります。

八 市外ご話中に切れたごか、話が分からなくなつたご言はれたときは

取「監督ご代りますから少しお待ち下さい

ご告げ、4部長に申出るのであります。

4部長は申告
を付けて、市外
へ、又市外事務
で調べ、市外
なれば、市長に
の部長を傳へ
ます。

九 通話済市外通話の通話時數、通話種別又は對話者から請求者番號の問合を受けたときは、受付票に受け、受付事項欄に「時數」「種別」又は「請求者番號」ご記入して、配付掛に渡すのであります。若し當日以外のものを尋ねられたときは、料金課（東五千五百一）へ問合す様に告げるのであります。

注意

請求者番號の問合が一、二等局發信のもので、着信交換證が作成してないため、請求者番號が分からぬときは、其の旨を告げて断るのであります。通話を申込むために知りたいご言はれたら、一應相手局へ問合せてから、回答するのであります。

一〇 通話時數又は通話種別又は請求者番號問合の受付票が戻つて来たときは、加入者を呼出し、調査要領欄を見て回答し、回答時刻、回答者番號を記入して、一定の棚へ納めて置くのであります。

一一 申込んである市外通話の接なげる時を尋ねられたときは、受付票に受け、受付事項欄に「順」ご記入し、掲示を見て、接なくまでに時間がかゝる様なれば

取「まだ間があります

ご答へ、順が来てゐる様なれば

取「間もなくお接なぎします

ご答へ、何時何分に接なげるかご尋ねられたら

取「はつきり分かりませんが……時頃までにはお接なぎが出来る
でせう

ご答へ、受付票を配付掛に渡すのであります。

揭示だけでは判断が出来ぬとき、又は現に接ないである交換證の受付時刻より前の申込の接なげる時刻を尋ねられたときは

取「調べて後程御返事します

ご答へ、受付事項欄に「答」と書き加へて、配付掛に渡すのであります。

注意 公衆電話から、市外通話の接なげる時刻を尋ねられたときは、請求者に

取「少しお待ち下さい

と告げ、そのまま待たせて置いて、受付票を配付掛に渡し、直ちに市外臺で調べさせて、請求者へ答へるのであります。

一二 接續時刻を尋ねられたとき、市外線が不通になつて居れば

取「……(地)名へは線が故障になりましたから遅れます

と告げるのであります。

一三 接續時刻問合の受付票が戻つて来たときは、受付事項欄に「答」と記入してあれば、請求者を呼出して次の通り回答し、受付票に回答時刻、回答者番號を記入して、一定の棚へ納めて置くのであります。

1 調査要領欄に「多」と記入してあるときは

取「こちらは本局百四番(又は百四番)ですが先程お尋ねの桑名六百五十一番の至急通話はまだ間があります

2 枚数が記入してあつて、間もなく接續出来るご認めたときは

取「こちらは本局百四番(又は百四番)ですが先程お尋ねの桑名六百五十一番の至急通話は間もなくお接なぎします

一四 接續時刻問合の受付票が戻つて来て、受付事項欄に「答」と記入してないときは、回答時刻欄に斜線を引き、回答者番號を記入して、一定の棚へ納めて置くのであります。しかし調査要領欄に「……時……

5 部長は一應
請求者に就
確に通話が
んだか取調
ます。

分通話済」又は「通話中」と記入してあるときは、直ちに5部長に申出るのであります。

一五 接續時刻問合の受付票は、請求者に回答したのも、回答しないのも、他の受付票と區別して置いて、後の参考にするのであります。

一六 總て戻つて來た受付票の調査要領欄に、「無」と記入してあるときは、6部長に申出て決して、自分で答へてはなりません。

一七 市外臺から呼ばれて應答したとき

外取「本局二千五百六十番無料電話ですか

と尋ねられたら、帳簿で調べ、無料電話のときは

取「さうです

と答へ、又無料電話でないときは

取「本局二千五百六十番は無料電話ではありません

と答へるのであります。

6部長は2の
通り取扱ひま
す。

一八 市外臺から呼ばれて應答したとき

外取「本局二千五百六十番は長距離加入ですか

と尋ねられたら、長距離加入者番號表で調べ、長距離加入者のときは

取「さうです

と答へ、又長距離加入者でないときは

取「本局二千五百六十番は長距離加入ではありません

と答へるのであります。

第五十四章 呼出電話

其の一 呼出電話の規定

- 一 呼出は加入者は勿論通話局へ来た人からも請求が出来ます。公衆電話からは出来ません。
- 二 呼出を請求する人は、先方と通話する通話料の外に、呼出料を納めなければなりません。通話料は一通話分でも、二通話分でも、三通話分でも、又普通通話料でも、至急通話料でも、夜間通話料でも、請求者の隨意であります。しかも四通話分以上を納めることゝ、定時通話料を納めることは出来ません。
- 三 呼出される先方の人を被呼者といひます。先方の局から餘り遠いところにゐる人は、呼出すことが出来ません。呼出すことの出来る範圍を、呼出區域といひます。
- 四 呼出に附け加へて

随意 ずい きまま

被呼者 ひこしや

呼出區域 よんだしくりき

必ず本人に限る

代人にても差支なし

即時通話を待つ

………時まで通話を待つ

………(地)名………番へ通話あれ

………を、被呼者へ知らせて貰ふことが出来ます。これを指定事項といひます。指定事項を付けるには、別に料金は有りません。

- 五 呼出を配達する先方の通話局を、呼出局といひます。呼出局では前納通話券といふ證書を作つて、被呼者へ配達します。被呼者が艦船内にゐる人のときは、請求者が解船配達料を納めないこと、郵便と同時に配達しますから、呼出が遅れます。解船配達を要するときは解船配達料を二十錢納めなければなりません。
- 六 被呼者の居所が不明で配達が出来ぬときは、前納通話券を呼出局に保

指定事項 していじこ

即時 そくじ すぐ

前納通話券 ぜんなうつわけん
證書 しやうしょ かきつけ
艦船 かんせん ふね
解船配達 かせんばいだつ
はしけはいだつ

保管 ほうかん あづかる

発行 ほうこう 作つて出
起算 きさん かくぞへは
計算 けいさん じめる

使用期間 しようきかん

全然 ぜんぜん まったく



管して置いて、其のこを受付局へ通報し、受付局から請求者に知らせます。

七 前納通話券の配達を受けた被呼者は、それを持つて通話局へ行き、自分の通話する順の来るまで、待つてゐるのであります。通話の順は通話種別と被呼者が通話局へ出た時刻とで、定まるのであります。

八 前納通話券は発行の日から起算して三十日以内なれば、それを使つてどこへでも通話が出来ます。この間のこを使用期間といひます。前納通話券を使つて通話する場合に、若し通話料が足らなければ、足らぬだけは被呼者が納めるのであります。又通話料に残があつたり、全然

還付 ぐんぷ かくへす

同額 どうがく 同じ金高

停止 たいし とめる
加除訂正 かくじょていせい
加へたり、とつたり、なほす

前納通話券を使はなかつたときは、呼出請求の日から起算して六十日以内に、料金還付を請求者から申出があれば、還付することになつてゐます。

九 請求者は呼出を頼んだ後に、其の出呼を取消すことが出来ます。呼出が既に先方の局へ通報してあれば、取消になつたこを傳へなければならぬので、別に取消料がいります。取消料は呼出料と同額であります。呼出がまだ先方の局へ通報してなければ、取消料はいりません。呼出局でまだ前納通話券を配達しない中に、取消の通知があつたときは、配達を停止して、其の旨受付局へ通報し、受付局から請求者へ通知します。

一〇 請求者は呼出を頼んだ後に、其の呼出の指定事項を加除訂正することが出来ます。呼出が既に先方の局へ通報してあれば、其のこを傳へなければならぬので、別に呼出料と同額の料金がいらす。呼出がまだ先方の局へ通報してなければ、料金はいらしません。

一一 被呼者は自分が通話局へ出て通話する代りに

本人出頭し難し

代人も差出し難し

………時頃通話すべし

別途通信すべし

………(地)名………番に對して通話すべし

別途 べつと

呼出 呼びだし

………を、請求者へ傳へて貰ふことが出来ます。このことを呼出の
………
………

呼出の應答には、呼出料と同額の料金がいらいます。呼出の應答に前納
通話券を使ふことも出来ます。

一二 呼出は呼出掛(百八番)で扱ひます。加入者から呼出の請求があれ
ば、呼出掛で受付けて、先方の呼出掛へ通報し、先方の呼出掛から更に
通話局へ通報します。この場合にはこちらの呼出掛を受付局、先方の呼

出掛を中繼局、先方の通話局を呼出局といひます。呼出掛と通話局とは
實際には同じ局のことが多いのでありますが、取扱上では之を別々に見
るのであります。

又通話局へ来た人から呼出の請求があれば、其の通話局を受付局、こ
ちらの呼出掛と先方の呼出掛を、中繼局といふのであります。

一三 呼出掛から先方の呼出掛へ呼出を通報するには、たとへ直通線がな
くても、中繼局で市外線を接続して貰つて、直接被呼者所在地の呼出掛
へ通報するのであります。しかし長距離通話區域の呼出は、一旦中繼局
へ通報し、中繼局から更に被呼者所在地の呼出掛へ通報するのでありま
す。尤も其の市外線で先に取扱ふ通話のないときは、中繼局を経ないで
直接通報するのであります。

一四 呼出は受付局では發呼出證に記入し、呼出局では着呼出證に記入し
中繼局では中繼呼出證に記入します。

所在地 所在地

様式 印刷する

一五 呼出證は發着中繼とも同じ様式で、發呼出證は白紙、着呼出證は淡

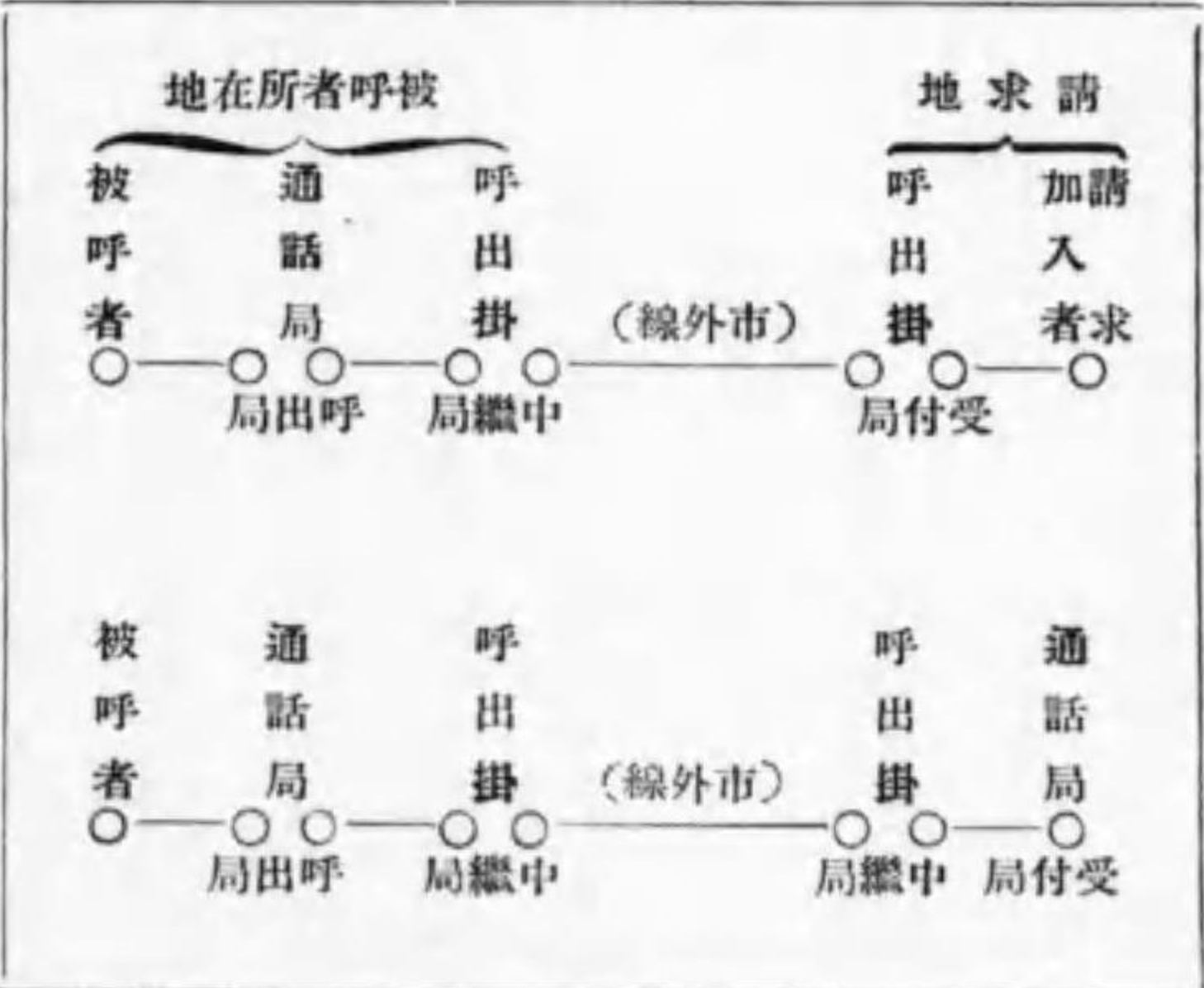
紅紙、中繼呼出證は淡青紙に印刷してあります。

其の二 受付局の扱ひ方

例 東五百六十番(手働式)から岐
阜市本町三丁目五九山崎信一
への呼出の場合

一 東局から呼出掛を呼ばれたら、手働式
用應答プラグを使つて、其の線へ出て

呼「こちらは本局百八番です



市内 「東五百六十番から願ひます

呼 「はい

ご答へ、發呼出證に請求者番號を記入し、請求者が出たら

呼 「こちらは本局百八番です

請 「呼出を願ひます

呼 「先方の所とお名前をおつしやつて下さい

と告げるのであります。

注意 (1) 自動局の加入者から呼ばれたら、自動式用應答プラグを使つて

呼 「こちらは百八番です

請 「呼出を願ひます

呼 「あなたは何番ですか

請 「本局二千五百六十番です

と言はれたら、發呼出證に請求者番號を記入し、1部長を呼んで呼出の請求があることを告げて置いて、請求者に

呼 「先方の所とお名前をおつしやつて下さい

と告げるのであります。

(□) 自動式通話局から呼出の請求があるときは、部長に申出るに及びません。

1部長は市外
の割込ジャ
ックを使つて
請求者番號を
ダイヤルし、
請求者の番號
に間違のない
ことを確かめ
ます。

發呼出證										年	月	日						
受局	受付	番號	居所氏名	被呼者	應答事項	請求者	備考	呼局	受付時刻	前後	時	分	通時	前後	時	分	受付者	通報者

二 請求者から

請「岐阜市本町三丁目五九山崎

信一

と言はれたら、居所氏名欄へ片假名で

記入し

呼「岐阜市本町三丁目五九山崎信

一さんですか

請「さうです至急通話で二通話願

ひます

呼「はい

と答へて、通話種別と通話時数を記入

し

呼「指定事項は

請「本人に限る

呼「はい

と答へて、指定事項欄へ「本人」と記入して

呼「あなたは

請「東五百六十番です

と言はれたら、呼出證に記入してある請求者番號と對照して、間違なければ

呼「少しお待ち下さい

と告げ、次の事柄を調べて差支ないときは

呼「承知しました

と答へて、プラグを抜き、呼出證に受付月日、受付局名、受付番號、受付時刻、受付者番號を記入するのであります。

1 呼出局が通話區域になつてゐるか

對照す
てりあわ

- 2 被呼者の居所が呼出区域内であるか
- 3 呼出局が長距離通話区域のときは請求者が長距離加入者であるか

4 夜間通話のときは夜間通話ごすところの出来るごころか

5 呼出局の取扱時間内であるか

注意 (1) 呼出の指定事項を呼出證に記入したり、相手局へ通報するには、次の略語を使ふのであります。

指定事項	略語
必ず本人に限る	本人
代人にても差支なし	代人
即時通話を待つ	即時
………時迄通話を待つ	………時迄
………(地)番へ通話あれ	………(地)番へ

(ロ) 被呼者が艦船にゐる人で、請求者から船配達の請求があるときは、備考欄に

「船」と記入するのであります。

(ハ) 呼出の通話種別を夜間通話にすることは、午後七時以後とは限らず、いつでも差支ありません。

三 岐阜通話局の取扱時間外に呼出の請求があつたら

呼「岐阜局は………時までしか取扱ひませんからお氣の毒ですが明朝………時から願ひます

と断るのであります。

注意 取扱時間内に受付けた呼出は、取扱中に時間外になつても、なるべく呼出局まで通報して置くのであります。

四 呼出の受付が済んだら、岐阜呼出掛への発信交換證を作り、配付掛に

渡すのであります。

注意 (イ) 長距離通話区域の呼出のときは、中継局呼出掛への交換證を作り、其の他は直通線のない場合にも、被呼者所在地の呼出掛への交換證を作るのであります。

(ロ) 呼出通報用の交換證には、通話種別欄に「シ」、請求者番號欄と對話者番號欄に

「ヨ」と記入するのであります。

(ハ) 電信のある局への呼出は、電信で通報するのでありますから、發呼出證を市外臺へ送り、發信交換證は作らないのであります。

(ニ) 市内の呼出のときは、直に呼出局を呼出して、五の通りに通報するのであります。

五 市外臺から呼ばれて應答したとき

外取 「岐阜がお出になりました

ご言はれたら

呼 「ありがたう

ご答へ、岐阜呼出掛が出たら

呼 「名古屋ですが呼出を願ひます

岐呼 「おつしやつて下さい

呼 「名古屋

十五號

(受付局名)

(受付番號)

急 報

(通話種別 普通通話のときは略す)

二 通 話

(通話時數 一通話のときは略す)

岐 阜

(呼出局名 呼出局へ直接通報するときは略す)

岐阜市本町三丁目五九山崎信一

(被呼者居所氏名)

本 人

(指定事項)

東五百六十番

(請求者番號)

ご通報し、岐阜呼出掛の反覆するの間に間違がなければ

呼 「さうですこちらは十五番ですがあなたは

岐呼 「二十六番です

ご返事があつたら、呼出證に通報時刻、通報者番號ご備考欄にサマ26の記入して一定の棚へ納めて置くのであります。

注意 (イ) 呼出を電信で通報するときは、次の通りに送るのであります。

取「ヨネ

岐取「ヲ

取「ナゴヤ、一五、シ、二、ギフ、ギフシホンマチ三テウメ五九ヤマザキ

シンイチ、ホンニン、ヒガシ五六〇

岐取「ナゴヤ、一五、シ、二、ギフ、ギフシホンマチ三テウメ五九ヤマザキ

シンイチ、ホンニン、ヒガシ五六〇?

取「ソ、コチラ一五、アナタハ

岐取「二六

(ロ) 呼出を被呼者所在地の局以外へ通報したときは、呼出證に中継局名を記入するのであります。

六 岐阜呼出掛から

岐呼 「岐阜ですが呼出の保管を願ひます

名古屋

(受付局名)

十五號

(受付番號)

岐阜市本町三丁目五九山崎信一

(被呼者居所氏名)

居所不明(又は不在、呼出區域外へ移轉)のため

(保管の事由)

移轉 いんてん ひきこす

ご通知があつたら、被呼者居所氏名を一應發呼出證と對照して、間違がなければ

呼 「さうですかこちらは十五番ですがあなたは

岐呼 「二十六番です

と言はれたら、呼出證の備考欄に例へば 保管(不明)又は不在、區域外」
-15-26)を記入し、東五百六十番を呼出して

呼 「こちらは呼出掛ですが岐阜への呼出は先方の所が分からない
(又は先方のかたが不在の所が呼出區域外の)ため配達が出来ませんで岐阜局に

保管してありますからお知らせします

ご通知し、呼出證の備考欄に例へば 岐阜 11.25-15 と記入して置くのであります。

注意 請求者へ保管の通知をしたとき、被呼者の居所氏名を訂正する様に申出られたときは、新しい申込として受付けるのであります。

七 岐阜呼出掛から保管の通知を受けて、被呼者の居所氏名を發呼出證と對照したとき、間違があつたら、岐阜呼出掛へ

呼「名古屋ですが呼出の再報を願ひます

名古屋 (受付局名)

十五號 (最初の受付番號)

岐阜市本町三丁目五九山崎信一

(正當の被呼者居所氏名)

ご通報し、岐阜呼出掛の反覆するのに間違がなければ、取扱者番號を通

知し合ひ、呼出證の備考欄に例へば 再報 11.25-15-26 と記入して置くのであります。

八 請求者から保管になつてゐる前納通話券を渡して下さいご申出があつたら

呼「局へ請求書をお出し下さい

ご告げるのであります。

九 岐阜通話局から、一旦保管になつた前納通話券を被呼者に渡したご、書面で通知があつたら、東五百六十番を呼出して

呼「こちらは呼出掛ですが……日御請求になりました岐阜山崎信

一さんへの呼出は……日前納通話券を先方のかたへ配達しましたからお知らせします

ご通知し、呼出證の備考欄に例へば……日配達通知 11.25-15 と記入して置くのであります。

一〇 呼出を受けた後に、請求者から取消の請求があつたとき、呼出がまだ相手局へ通報してなければ、請求者に

呼「承知しました」

と答へ、呼出證の備考欄に例へば ㇿ11.50-15 と記入して、呼出證一面に×線を引いて、抹消するのであります。

若し相手局へ通報してあれば、請求者に

呼「料金がまいりますがおよろしく御座いますか」

と注意し、請求者が承知したら、呼出證の備考欄に例へば ㇿ11.50-15 と記入し、岐阜呼出掛へ

呼「名古屋ですが呼出の取消を願ひます」

名古屋 (受付局名)

十五號 (最初の受付番號)

岐 阜 (呼出局名 呼出局へ直接通報するときは略す)

山崎信一 (被呼者氏名)

と通報し、岐阜呼出掛の反覆するのに間違がなければ、取扱者番號を通知し合ひ、呼出證の備考欄に例へば ㇿ11.58-15-26 と記入して置くのであります。

一一 呼出取消の通報に對して、岐阜通話局から前納通話券の配達を停止したと、書面で通知があつたら、東五百六十番を呼出して

呼「こちらは呼出掛ですが……日御請求になりました岐阜山崎信一さんへの呼出は前納通話券の配達を停止しましたからお知らせします」

と通知して、呼出證の備考欄に例へば ㇿ止通知 15日 / ㇿ10.20-15 と記入して置くのであります。

一二 呼出を受付けた後に、請求者から指定事項の加除訂正の請求があつたとき、呼出がまだ先方の局へ通報してなければ、請求者に

補正 ほせい
なほす

呼「承知しました」

ご答へて、呼出證を補正するのであります。

若し相手局へ通報してあれば、請求者に

呼「料金がまいります。がよろしく御座いますか」

ご注意して、請求者が承知したら、呼出證を補正して、備考欄に例へば

改訂を10:20-15に記入し、岐阜呼出掛へ

呼「名古屋ですが呼出の訂正を願ひます」

名古屋 (受付局名)

十五號 (最初の受付番號)

岐阜 (呼出局名 呼出局へ直接通報するときは略す)

山崎信一 (被呼者氏名)

…………… (補正すべき指定事項)

ご通報し、岐阜呼出掛の反覆するの間に間違がなければ、取扱者番號を通

知し合ひ、呼出證の備考欄に例へば10:28-15-26に記入して置くのであります。

注意 指定事項を加へるときは、例へば「代人を加ふ」と通報し、指定事項を削るときは例へば「本人を削る」と通報し、又變更するときには、例へば「本人を代人に改む」と通報するのであります。

一三 前日又はそれ以前に取扱つた呼出に對して、取消、改指定の請求があつた場合、又は保管、配達済、配達停止等の通知があつた場合に、前の呼出證が手許にないときは、二重に呼出證を作つて附箋をし、「………日ノ分」と記入して置くのであります。

一四 こちらから通報してある呼出に對して、岐阜呼出掛から

岐呼「岐阜ですが呼出の應答を願ひます」

ご言はれたら、着呼出證を取つて

呼「おつしやつて下さい」

附箋 ふせん
はりがみ

岐呼「名古屋

(最初の受付局名)

十五號

(最初の受付番號)

.....

(應答事項)

東五百六十番

(請求者番號)

ご通報せられたら、其の通りに記入して、反覆し

岐呼「さうですこちらは二十六番ですがあなたは

呼「十五番です

ご答へ、受付時刻、受付者番號ご備考欄に齋崎ヤシロご記入し、一應發
呼出證ご對照した上、東五百六十番を呼出して

呼「こちらは呼出掛ですが先程御請求になりました岐阜山崎信一さ
んへの呼出は先方から.....ご御返事がありましたからお知らせ
致します

ご通知し、通報時刻ご通報者番號を記入して、一定の棚へ納めて置くの

であります。

注意 (イ) 呼出の應答事項を呼出證に記入したり、相手局へ通報するには、次の略語を使

用するのであります。

應答事項

略語

本人出頭し難し

出又

代人も差出し難し

代人モ

.....時頃通話すべし

.....時

別途通信すべし

別途

.....(地名).....番
に對して通話すべし

.....(地名).....番

(ロ) 應答事項を加入者へ通知するときは、次の通りに言ふのであります。

略語

用語

出又

本人が出頭し兼ねる

代人モ

代人も出られません

.....時

.....時頃に電話を掛けるから

別 途
 ……(地)名)…番
 ……(地)名)…番へ電話を掛けるから

其の三 中継局の扱ひ方

例 市内の笹島通話局から岐阜市本町三丁目五九山崎信一
 への呼出の場合

一 中継呼出の通報を受けるときは、中継呼出證を取つて

呼「おつしやつて下さい

局員「笹 島 (受付局名)

三 號 (受付番號)

急 報 (通話種別)

岐 阜 (呼出局)

岐阜市本町三丁目五九山崎信一

(被呼者居所氏名)

代 人 (指定事項)

西九千三番にて加藤松太郎 (受付局電話番
 號及請求者名)

と言はれたら、呼出證に記入して、反覆し

局「さうですこちらは林(局員
 の名)ですがあなたは

呼「十五番です

ご答へ、受付時刻、受付者番號を、備考欄に局員の名を記入するのであ
 ります。

注意 市外の局から他の局への呼出は勿論、市内の通話局で受付けた呼出や、市内の通話
 局で配達する呼出は、呼出掛では中継呼出として取扱ふのであります。

二 中継呼出の受付が済んだら、岐阜呼出掛への至急通話を申込んで置い
 て、岐阜呼出掛が出たときは、總て受付局の取扱方と同様に、扱ふので
 あります。

注意 (イ) 市外の局から市内の通話局で配達する呼出を受けたときは、直に其の通話局を

呼出して、通報するのであります。

(ロ) 市内に呼出の配達を取扱ふ通話局がいくつもあつて、中継呼出の呼出局が間違つてゐたら、之を訂正して、正當の受持呼出局へ通報するのであります。

(ハ) 市内の通話局で受付けた市内の呼出は、受付局から直接呼出局へ通報し、呼出掛では中継しないのであります。

第五十五章 取扱済交換證の検査

事項 じかう
こころがら

一 取扱済の交換證と取消交換證は時々第二検査臺へ取集めて、發信、着信、中継ごもに、通話済と取消ごに分け、通話済交換證は次の事項を検査するのであります。

- 1 通話時數に間違はないか
- 2 通話種別に間違はないか
- 3 記入方の間違又は記入漏れはないか
- 4 文字は明瞭であるか
- 5 公衆電話から申込の通話は通話種別や通話時數と料金額が一致してゐるか
- 6 其の他必要な事柄

二 検査済發信交換證は次の様に区分し、尙加入者申込のものは着信局別にして、整理棚へ納めるのであります。

一致 いっち
あふつに

一般通話 定時通話 無料通話

通話局發信通話 公衆電話發信通話

三 發信取消交換證は次の事項を検査した上、有料と無料とに区分して、整理棚へ納めるのであります。

1 通話済の交換證が混入してゐないか

2 有料と無料と間違つてゐないか

四 着信及中繼交換證は日附印を押した上、次の様に區分して、整理棚へ納めるのであります。

一般通話 定時通話 無料通話

五 中繼定時通話の副交換證は一般中繼交換證と區別し、取纏めて整理棚へ納めるのであります。

六 着信及中繼の取消交換證は、日附印を押した上、通話済交換證が混入してゐないか検査して、整理棚へ納めるのであります。

混入
まじる

書損
じかきそん

七 書損交換證は通話済や取消交換證が混入してゐないか検査した上、整理棚へ納めるのであります。

八 午後十二時になつても接續出来ない中繼交換證があるときは、其の交換證に受付當日の日附印を押すのであります。

九 受付の翌日接續した交換證は、接續した日の交換證中に組込んで、整理するのであります。

一〇 書損交換證以外のものは、別々に其の枚数を調べるのであります。

第五十六章 配付掛の扱ひ方

交換證を取扱席へ送り届けることを配付といひます。記録臺で受付けた交換證は一度第一検査臺で検査して、市外臺へ配付するのであります。この他にも配付掛には種々の用があります。

一 記録臺で受付けた交換證は、重ねてある順に取集めて、第一検査臺へ配付するのであります。

二 検査の済んだ交換證は、市外線毎に分け、至急通話は普通通話の上重ねて、市外臺の取扱席へ配付するのであります。

注意 (イ) 区分するとき受付時刻の順を間違へぬ様に、注意せねばなりません。

(ロ) 直通線のない通話の交換證には、備考欄に中継局名が記入してあります。

三 区分した交換證は近い席から順に、配付して行くのであります。

注意 (イ) 配付するとき取扱席を間違へぬ様に、注意せねばなりません。

らんごう
みだれま
じる

(ロ) 交換證を配付するときは市外臺へ揃へて置き、亂雑にならぬ様に注意するのであります。

四 検査の済んだ定時通話の發信交換證は、案内臺の部長へ配付するのであります。

五 案内臺の部長から、定時通話の發信交換證を渡されたときは、取扱席へ配付するのであります。

六 市内臺の取扱者や部長から、中継交換證を渡されたときは、取扱席へ配付するのであります。若し紐中継器装置の市外線で取扱ふ中継交換證なれば、検査臺へ配付するのであります。

注意 (イ) 中継通話の取扱席がどこかといふことは、例へば岐阜から津への中継交換證を岐阜席で渡されたとすれば、其の通話は津席で扱ふものと思へばよろしいのであります。

(ロ) 市外臺から配付掛を呼ぶと、第一検査臺にある電話機の電鈴がなりますから、應答して呼ばれた席へ行くのであります。

- 七 市外臺の取扱者や部長から、定時通話の中継交換證を渡されたときは、案内臺の部長へ配付するのであります。
- 八 案内臺の部長から定時通話の中継交換證を渡されたときは、本交換證は接續席へ、副交換證は相手席へ配付するのであります。
- 九 案内臺の部長から指定時刻に差支ある定時通話の中継交換證を渡されたときは、發信局席の部長へ配付するのであります。
- 一〇 案内臺で受付けた發信交換證を渡されたときは、第一検査臺へ配付するのであります。
- 一一 市外臺の部長から、定時通話の着信交換證を渡されたときは、案内臺の部長へ配付するのであります。
- 一二 案内臺の部長から、定時通話の着信交換證を渡されたときは、取扱席へ配付するのであります。
- 一三 案内臺で受付けた通話時數、通話種別又は請求者番號問合の受付

票を渡されたときは、市外臺又は第二検査臺にある交換證にて調べ、調査要領、調査時刻、調査者番號を記入して、案内臺へ返すのであります。

一四 案内臺で受付けた接續時刻問合の受付票を渡されたときは、市外臺にて其の通話よりも先の順にある交換證の枚數を調べ、調査要領、調査時刻、調査者番號を記入して、案内臺へ返すのであります。調査要領は次の通り記入するのであります。

- 普通通話が例へば五枚あるとき……………75
- 普通通話が十枚以上あるとき……………7多
- 至急通話が例へば三枚あるとき……………シ3
- 至急通話が十枚以上あるとき……………シ多
- 通話中のとき……………通話中

例へば午前十時五分に通話済の…セ10.5通話スミ

1部長は再調
して、似寄の
ものも見當ら
ぬときは調査
要領欄に「無
と記入し、又
交換證と合は
ぬ點は相當調
査した上、其
の結果を調査
要領欄に記入
して、配付掛
に渡します。

- 一五 發信交換證が見當らぬとき、又は受付票と交換證と合はぬときは、市外臺の1部長に申出るのであります。
- 一六 案内臺で受付けた前記以外の受付票は、其の市外通話を取扱ふ市外臺の部長へ配付するのであります。
- 一七 市外臺部長から受付票を渡されたときは、案内臺へ配付するのであります。
- 一八 呼出電話臺で受付けた發呼出證を渡されたときは、市外臺の取扱席へ配付するのであります。
- 一九 呼出電話臺から發信交換證を渡されたときは、第一検査臺へ配付するのであります。
- 二〇 市外臺から發呼出證、又は中繼呼出證を渡されたときは、呼出電話臺へ配付するのであります。

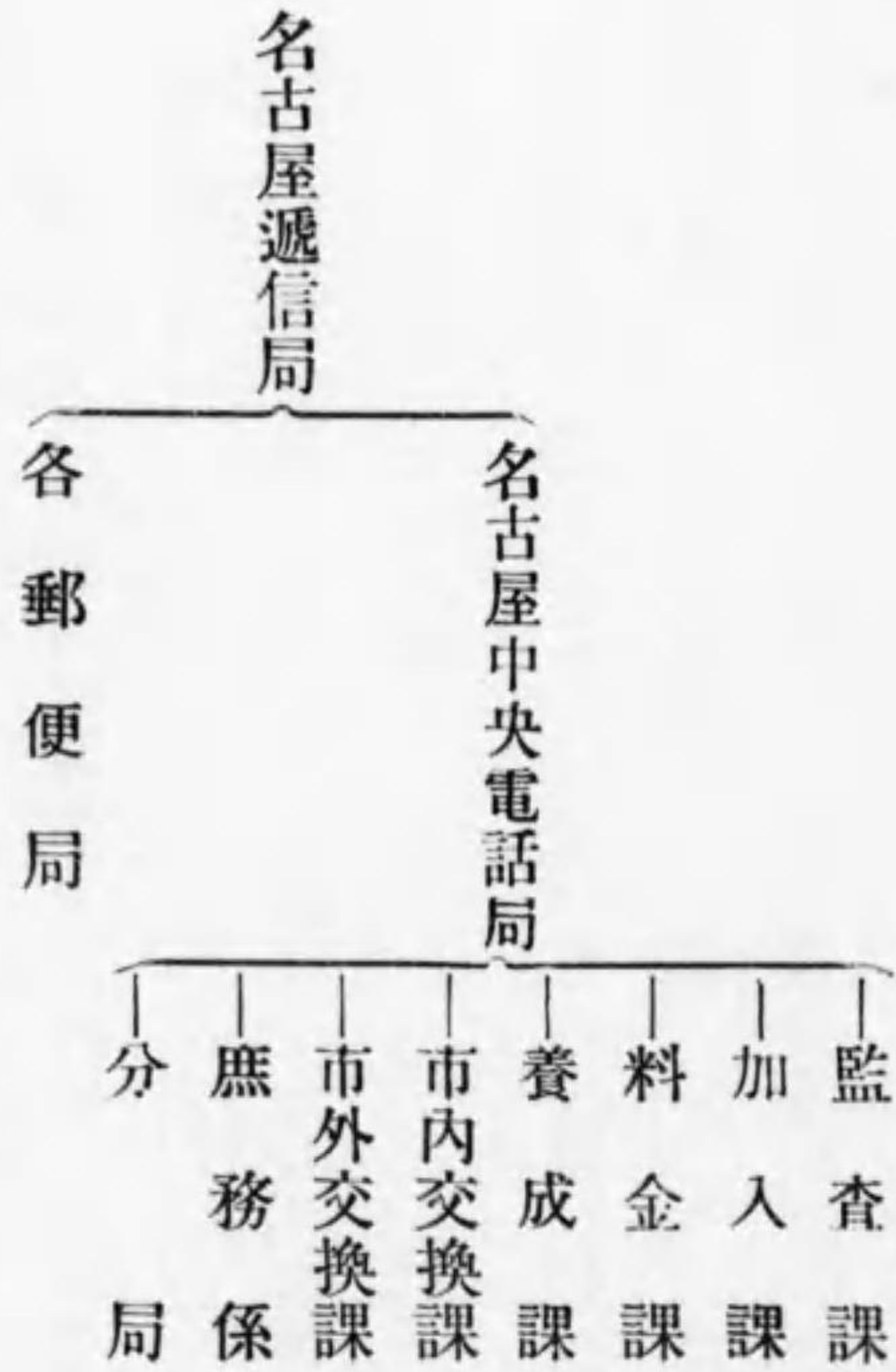
第五十七章 局の掛

逓信局
管轄 しばい
組織 くみたて
る

監査課

庶務係

一 電話局は郵便局と同様に逓信局に管轄せられて、次の様に組織せられてゐます。



二 電話局や逓信局の掛々には電話が引いてあります。其の電話番号と、掛々で取扱ふ事務の大體を知つてゐないこと、差支が起りますから、よ

く記憶して置かなければなりません。

三 次の電話へ掛けるには、手働局の加入者からは一般の通り何局何番と言つて請求し、自動局の加入者からは中央局や自分の局にあるものは、局番號を省いて三數字だけダイヤルすれば宜しいが、他の局にある三數字の番號へ掛けるには、局番號と加入者番號と、五數字ダイヤルするのであります。

1 中央局にあるもの

手働局加入者用	自動局加入者用	掛	名
本局一〇〇番	一〇〇番	集中市内案内臺	(市内の電話番號の間合を受けるところ)
市外	一〇一番	記 録 臺	(市外通話の申込を受けるところ)
本局一〇四番	一〇四番	市外案内臺	(市外交換についての問合を受けるところ)
本局一〇五番	一〇五番	市外案内臺	(市外の電話番號の間合を受けるところ)

2 本局と中分局とにあるもの

手働局加入者用	自動局加入者用	掛	名
本局一〇六番	一〇六番	市外監督臺	(市外交換の監督をしたり申告を受けるところ)
本局一〇八番	一〇八番	呼出電話臺	(呼出電話を取扱ふところ)
本局一〇九番	一〇九番	中央申告受付	(市内全體の加入者から申告を受けるところ)
本局一一三番	一一三番	電話試験掛	(電話の障礙を試験して修理するところ)
本局一一四番	一一四番	通 知 臺	(事故番號の通知をしたたり市内交換についての問合を受けるところ)
本局一一六番	一一六番	市内監督席	(市内交換についての問合を受けるところ)

四 次の電話へ掛けるには、手働局の加入者からは何局何番と言つて請求し、自動局の加入者からは局番號と加入者番號と五數字ダイヤルするのであります。

修理
なほす

東、南	五〇〇番	市内案内臺 <small>(市内交換についての問合せを受けた)</small>
西、南	四〇〇番	市内監督臺 <small>(市内交換の監督をした)</small>
東、南	一一〇〇番	分局長、主事席
西、南	四〇〇番	監査課長室
本局	八〇〇番	監査課 <small>(交換の成績を調べる)</small>
本局	一二三〇番	加入課 <small>(電話の申込や機械移轉等の請求を受け付ける)</small>
本局	一二五〇番	料金課 <small>(通話度数や料金を調べる)</small>
東	五五〇番	養成課 <small>(電話事務員見習を養成する)</small>
東	五五〇番	
東	五五〇番	
西	一八〇〇番	庶務係 <small>(局全般のことを取扱ふ)</small>
本局	二五五〇番	
本局	二五五〇番	

本局	二〇〇〇番	中央電話局長室
東	三〇〇番	中央電話局長官舎
東、南	六〇番	電話試験掛 <small>(電話の障碍を試験して修理する)</small>
西	七〇〇番	電信試験掛 <small>(電信の障碍を試験して修理する)</small>
本局	九〇番	遞信局長室
東	二四番	遞信局長官舎

統計 とうけい
かすをさ
るごころ

最繁時 さいはんじ

繁忙 はんぼう
いそがし

定期 ていき
まつのき

平常 へいじょう
ふだん

第五十八章 統計

一日中に取扱つた通話数がどれだけあつたか、又最繁時といつて一番繁忙な時間には、どれだけ取扱があつたかを知ることは、事業の上に甚だ大切なことでありますから、毎月一回は必ずこれを調べます。このことを定期統計といつて、五日（若し五日が土曜、日曜、祭日のごきは順に繰延べるごと）に行ひます。この外に必要ながあれば、臨時に統計を採るごころもあります。

- 一 定期統計のごきには、市外臺では次の通りに、平常やらぬごころを特にやらねばなりません。
- 1 一等局、二等局發信通話にも、着信交換證を作るごころ
- 2 發信通話が終了したごきには、着信局又は中繼局へ必ず通話時數を通知するごころ
- 3 中繼交換證の備考欄に通話時數を記入するごころ

- 4 發信及着信交換證には備考欄右側に、又中繼交換證には市外線欄に市外線番號を記入するごころ

注意 市外線番號は、次の通り記入するのであります。

單獨線	1	2	3	重信線	ヂ	ヂ ¹	ヂ ²	ヂ ³
-----	---	---	---	-----	---	----------------	----------------	----------------

- 5 豫約通話にも發着中繼ごも交換證を作るごころ

二 定期統計のごきには、記録臺では交換證を作らないで取扱つた事項の數を、調べるのであります。

次の場合は總て數に入れるのであります。

- 1 時間を尋ねられたごき
- 2 時間前のため夜間通話又は定時通話の受付を斷つたごき
- 3 市外線が不通になつてゐるため受付を斷つたごき
- 4 通話區域外への通話の受付を斷つたごき
- 5 他の掛で取扱ふ事柄であるから斷つたごき

6 其他記録以外の申出を受けたとき

三 定期統計のときは、案内臺では受付票を作らないで取扱つた事項の数を、調べるのであります。

次の場合は總て数に入れるのであります。

- 1 電話番号を尋ねられたとき
- 2 市外通話の接続時刻を尋ねられたとき
- 3 時間を尋ねられたとき
- 4 定時通話に就いて尋ねられたとき
- 5 市外の局から問合を受けたとき
- 6 他の掛で取扱ふ事柄であるから斷つたとき
- 7 其他受付票を作らないで取扱をしたとき

後から加入者を呼出して回答したのは、数に入れないのであります。

四 記録臺や案内臺の取扱数を調べるには、式紙に一々記入して置くか、

式紙しきし用紙きまつた

時間別じかんべつける時間でわ

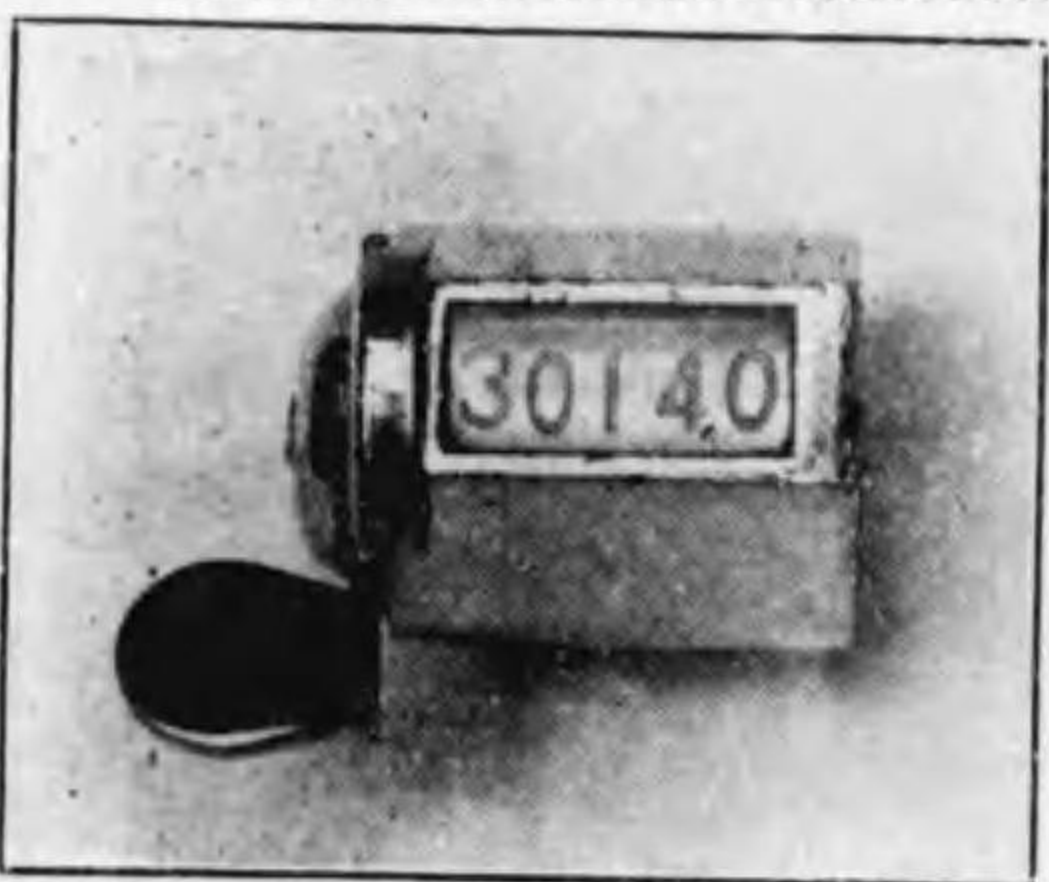
把手はしゅるてのてのま

又は計數器(ビーダーカウンター)を使ひます。

式紙には取扱つた数を時間別に次の様に、記入するのであります。

※ 又は 正

計數器を使ふときは、一つ取扱つた度毎に、把手を食指で押さへるのであります。すると計數器の數字が一つづつ、進んで、取扱数が分かるのであります。



注意 (イ) 統計を探るときには、いくつも溜めて置いて、一度にかぞへてはなりません。

(ロ) 計數器は一度押さへると元へ戻りませんから、注意して押さへなければなりません。

第五十九章 障 碍

一 電話線、電話機、交換機等は、使つてゐる中に自然に工合が悪くなつたり、取扱方の不注意のために損じたりすることがあります。かういふ故障のこゝを障碍といひます。

二 電話線に起る重なる障碍は、次の通りであります。

断 線 電話線が途中で切れること

混 線 電話線が觸れ合ふこと

相互混線 電話線が全く別の電話線と觸れ合ふこと

地 氣 電話線の電氣が大地へ漏れて行くこと

絶縁不良 電氣が少しづつ、漏れること

断線と混線のときは、全く通話が出来ません。

相互混線のときは、他の電話線の通話が漏れて聞えます。他の通話の聞えるこゝを漏話といひます。

断線 混線 觸れ合ふ
相互混線 地氣 漏れる
絶縁不良

漏話

雑音

地氣のときは「ザー」こか「ゴー」こかいふ音がしてゐて、通話が完全に出来ません。かういふ音のこゝを雑音といひます。

絶縁不良のときにも、漏話があつたり雑音があつて、通話が完全に出来ません。

三 電話機や交換機にも、種々の事故や障碍が起ります。其の重なるものは、次の通りであります。

イ 受 話 器 外 加入者が受話器を掛けることを忘れて外したまゝになつてゐること

ロ 加入者不出 加入者を呼んでも應答のないこと

ハ ランプ不点 ランプが點火しないこと

ニ ランプ點き切り ランプが點火したまゝ、消滅しないこと

ホ コード雑音 コードに故障があつて「ザー／＼」こ音の

すること

消滅 さいえろ

編系あみじと
編系あんであ
編系あんであ
編系あんであ

動作どうさ
動作うごきか
動作うごきか
動作うごきか

滑なめ
滑なめ
滑なめ
滑なめ

- ヘ コード話切れ コードに故障があつて通話が切れること
- ト コード破損 コードの編系が破損すること
- チ ブラグ發熱 ブラグが故障のために熱すること
- リ ブラグ鞘抜け ブラグの鞘が抜けること
- ヌ キー摘無し キーの摘が無くなること
- ル キー動作不良 キーの動き工合が悪いこと
- ヲ キー聽話不良 キーに故障があつて聽話が出来ないこと
- ワ キー信號不良 キーに故障があつて信號が出来ないこと
- カ オーダー不通 オーダー線が不通になつてオーダーが出来ないこと
- ヨ オーダー釦押切 オーダー釦が引込んだまゝ出ないこと
- タ オーダー漏れ 他席のオーダーが漏れて聞えること
- レ 呼出器不良 滑に廻轉しなかつたり一定の速度で戻ら

ぬこと

不感ふかん
不感いかんじな
不感いかんじな
不感いかんじな

發見はつけん
發見みつける
發見みつける
發見みつける

四 障碍は少しも早く修理しなければなりませんから、取扱中に次の障

碍があることを發見したときは、直ちに1部長に申出るのであります。

- イ 相手局を呼んでも五分以上應答のないとき
- ロ 相手局から呼ばれてもランプが點火しないとき
- ハ 市外線の通話が不明のとき
- ニ 市外線に漏話のあるとき
- ホ 市外線に雑音のあるとき
- ヘ 市外線に話切れのあるとき
- ト 時計の時間が合はないとき
- チ 記録臺や案内臺を呼ばれてもランプが點火しないとき
- リ 胸掛電話機が不良のとき

部長は市外中
 継臺への通
 のごきには、
 直に主事には、
 旨申出ます。
 又相手局への
 市外通の
 線が不通の
 きには、
 ダ線に他
 市外線に切替
 へます。
 は、
 押切り、
 には、
 の、
 1は、
 の、
 ます。

- 又 プレストジャックが不良のごき
- ル どのプラグでも信號が感じないごき
- ヲ プラグが発熱したごき
- ワ オーダー線が不通のごき
- カ オーダー釦押切りのごき
- ヨ オーダー漏れのごき
- タ オーダーランプ不点のごき
- レ 表示ランプ不点又は点き切りのごき
- ソ 併合席のランプが不点のごき
- ツ 夜間電鈴不良のごき
- ネ 呼出器不良のごき
- ナ 呼出音不感のごき
- ラ 話中表示ランプ不点のごき

障 碍 環
 障 碍 の 有 る 器 械
 2 部 長 は 其 の
 プ ラ グ に 障 碍
 環 を 検 出 せ ず

五 取扱中に次の障碍を発見した場合には、其のプラグに障碍環を白色を上にして箆め置いて、使はぬ様にするのであります。若し障碍環が手許にないごきは、2部長に申出るのであります。

- イ コード雑音
- ロ コード話切れ
- ハ コード破損
- ニ コードが容易に元へ戻らぬごき
- ホ コードが短くて交換に差支へるごき
- ヘ 監視ランプ不点又は点滅不良
- ト プラグ鞘抜け
- チ キー摘無し
- リ キー動作不良
- 又 キー聴話不良
- ル キー信號不良

第六十章 試験

電話の障害を調べることを試験といひます。試験は試験掛でするのであります。障害は少しも早く発見して修理しなければなりませんから、取扱者は毎日定められた通り各種の試験をなすのであります。その試験方法は非常に複雑してゐて、見習中に覚ゆることは困難でありますから、こゝでは大體だけ述べて置きます。

其の一 毎朝試験

異状 かわり
1 部長は試験漏れはないか
調べ、又は故障のもの、は再調
した上、試験調
用紙を試験掛
へ送ります。

- 1 毎日早朝各市外線毎に次の試験をして、異状がないときは、毎朝試験用紙の線名の下にレ印を記入し、若し故障があるときは、其の模様を記入して全部の試験が終つたら、試験用紙を1部長に差出すのであります。
- 1 相手局（三局又は四局接續線では全部の局）を呼んで、信號が先

方へ感じるか

- 2 相手局から信號させて、市外ランプが點火するか
- 3 プラグをジャックに挿して置いて相手局から信號させ、監視ランプが點火するか
- 4 相手局と通話して、話が遠かつたり、雑音、漏話、話切れはないか
- 5 電信は送信、受信とも差支ないか

- 6 オーダー線式では相手局へのオーダーに差支ないか
注意 オーダー線不通のときには、直ちに2部長に申出るのであります。

其の二 夜間試験

2 部長は相手局へのオーダーが不通のとき、は、他の市外線に切替へます。

毎朝試験表

回線名	試験状況	回線名	試験状況
岡崎 一番		坂 下	
同 二番		小牧 一番	
同 重信		同 二番	
足 助		勝 川	
		犬山 一番	

3 部長は直ちに保守掛へ通知します。

- 一 市外線を併合席へ切替へたときは、一度相手局から信號させて、併合ランプが點火するか、試験するのであります。
- 二 市外線を併合席へ切替へたときは、ナイト、ベル、キーを立て、夜間電鈴が完全に鳴るか、試験するのであります。
- 三 併合ランプ又は夜間電鈴に障害があるときは、直ちに3 部長に申出るのであります。

其三 コード試験

- 一 市外臺のコードはこゝに述べてある方法で、毎日試験するのであります。
- 1 應答プラグご呼出プラグを雑音試験ジャックに挿して、聽話キーを向ふへ倒し、先づ應答コードを、次に呼出コードを靜かに振つて見て、雑音はないか

2 プラグを點滅試験ジャックに挿して、監視ランプが完全に點滅するか

3 プラグを部長ジャックに挿して、三回信號し、電鈴が完全に鳴るか

二 コード試験のごき次の障害を發見したら、其のプラグに障害環を黒色を上にして箆め置いて、使はぬ様にするのであります。

- イ コード雑音
- ロ コード話切れ
- ハ コード破損
- ニ コードが容易に元へ戻らぬごき
- ホ コードが短くて交換に差支へるごき
- ヘ 監視ランプ不點又は點滅不良
- ト キー動作不良

キー聴話不良
キー信號不良

注意 コード試験のとき発見した障害には、黒色、取扱中自然に発見した障害には、白色を上にして障害環を嵌めるのであります。

其の四 其の他の試験

一 前に述べた以外に、記録線試験、中継線試験、座席間オーダー線試験等がありますが、試験方法が複雑して居りますから、述べることを略します。

揭示 はりだし

第六十一章 揭示

取扱者が特に注意せねばならぬところのあるとき、又は規則や取扱方の改正せられたときには、交換室とか休憩室に、其の事柄を揭示せられます。揭示が出たときは直にそれを読んで、よく心得て置かねば種々の間違が起ります。若し揭示の事柄が分からぬときは、部長に尋ねるのであります。揭示の文句は口語體のこともありますが、文章體で書いてあることが多いのであります。こゝに揭示の例を少し掲げて置きます。かういふ文章を読み分けることは、取扱手續や規則を読む上に、大變役に立ちますから、今から馴れて置くことが大切であります。

(例一)

中継順路變更ノ件

本月十六日ヨリ左ノ通り市外通話中継順路ヲ變更セラ

件 順路 変更
順路 変更
件 順路 変更

口語體 文章體
口語體 文章體
文章體 文章體

對手局たいしゅきょく 從來じゆんらい 今尾いまご 大垣おほがき 岐阜ぎふ 阜ふ

對手局 從來ノ中繼局 變更後ノ中繼局
今尾 大垣 岐阜
昭和五年三月一日

(例二)

市外案内臺取扱方ノ件

案内臺ニテ加入者ヨリ定時通話ニ關スル問合ヲ受ケタルトキハ部長ニ申出ヅベキ筈ノ處近來自己ノ考ニテ答フル向アルタメ行違ヲ生ズルコト多キニヨリ今後ハ必ず部長ニ申出デ其ノ指揮ヲ受クベシ

昭和五年四月十日

近來きんらい 自己じこ 今後こんご ちかごろ じぶん いまから

(例三)

定期統計ニ關スル件

來ル五日ハ統計日ニ付市外臺擔當者ハ左記事項ニ注意スベシ

記

- 一、一、二等局發ノ發信通話ニ對シテモ着信交換證ヲ作成スルコト
- 二、中繼交換證ニハ備考欄ニ通話時數ヲ記入スルコト

三、發信及着信交換證ニハ備考欄右側ニ、又中繼交換證ニハ市外線番號ヲ記入スルコト

四、豫約通話ニモ發着中繼トモ交換證ヲ作ルコト

五、發信通話終了ノ際ニハ必ず對手局へ通話時數ヲ

作成さくせい つくる

通知スルコト

昭和五年五月二日

増設
ふえる

(例四)

市外線増設ノ件

來ル十一日ヨリ名古屋大垣三番線増設セラレ
追テ右増設ニ件ヒ名古屋大垣線ノ使用方ハ同日ヨリ左
記ノ通り變更セラレ

記

回線名	使用方法
一番線	大垣發信
二番線	名古屋發信
三番線	交互

昭和五年六月三日

(例五)

加入者所屬替ニ關スル件

本月二十一日日本局加入者一千五百名南分局ニ所屬ヲ變
更セラレ、ニ付當分ノ間本局加入者ヘノ着信通話ヲ取
扱フ場合ニハ發信局ヨリ通報ヲ受ケタル際番號對照表
ニヨリ取調べ電話番號ノ變更セラレタルモノナルトキ
ハ新番號ヲ着信交換證ニ記入シテ接續シ發信局ヘ番號
變更ノ旨通知シ置クベシ

昭和五年七月七日

對照表
たいさうひょう
せるは

附
實
習
事
項

附 實習事項

第一章 胸掛電話機の扱ひ方

一 胸掛電話機は手荒い取扱方をすれば破損します。破損しないまでも工合が悪くなつて、聞きにくくなりますから、よく注意して大切に扱はなければなりません。

二 胸掛電話機は一人毎に定つたのを渡されます。送話器の下のごころに番號が付いてゐますから、自分の番號をよく記憶して置くのであります。

注意 濫りに他人のものを使用してはなりません。

三 胸掛電話機を掛けるには、ブラグを帯の間に挟み、受話器のバネを左手の食指と中指との間



記憶 おぼえる

濫りにむやみに

食指 人さし指



に挟み、左手で送話器を持ち、右手で掛紐を外し、肩を廻はして留め、次に両手で受話器を掛けるのであります。

注意 (1) 送話器は胸の上の方に掛け、送話口が成るべく口に

近くなる様にするのであります。

(口) 掛紐は燃れぬ様肩に掛けるのであります。

四 胸掛電話機を外すときは、先づプラグを帯の間に挟み、受話器を両手で外して、バネを左手の指の間に挟み、左手で送話器を持ち、右手で掛紐の右の方を外して、肩から取つて送話器に留め、送話器の掛紐を左手の指の間に挟み、右手で紐を適當に疊んで、受話器のバネを送話器の掛紐を一所にして、左手の拇指と食指との間に掛け、保管

一絡 拇指 おやゆび
保管場所 しまつて置く
ところ

場所へ行くのであります。

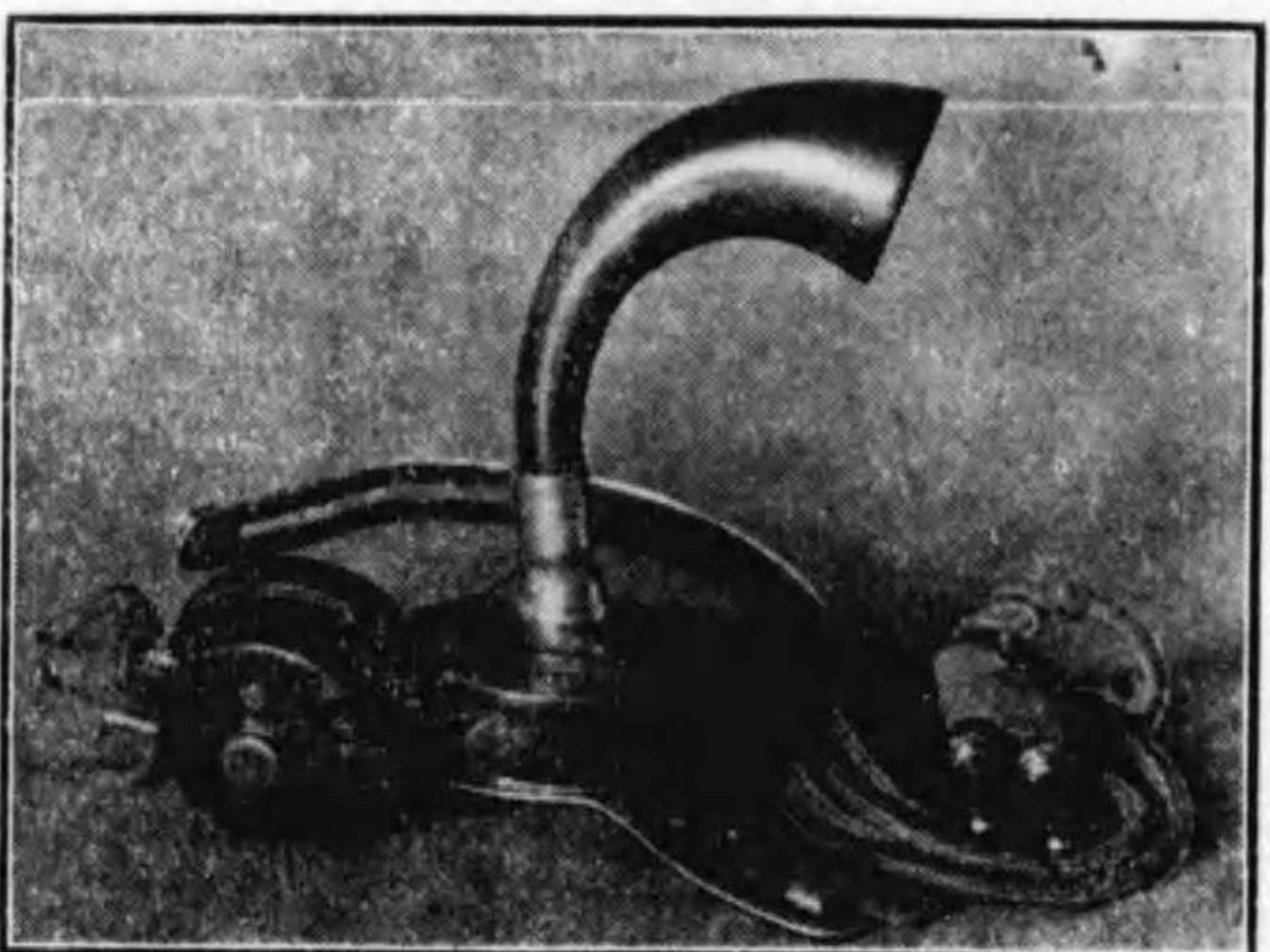
注意 (1) 保管場所に行く場合の外は、プラグは帯の間に挟んだまゝ歩くのであります。

(口) 歩くときコードを引ずつたり、プラグを落してはなりません。

五 胸掛電話器を保管するところは、一人毎に定つてゐますから、歸宅するときは、必ずそこへ納めて置くのであります。

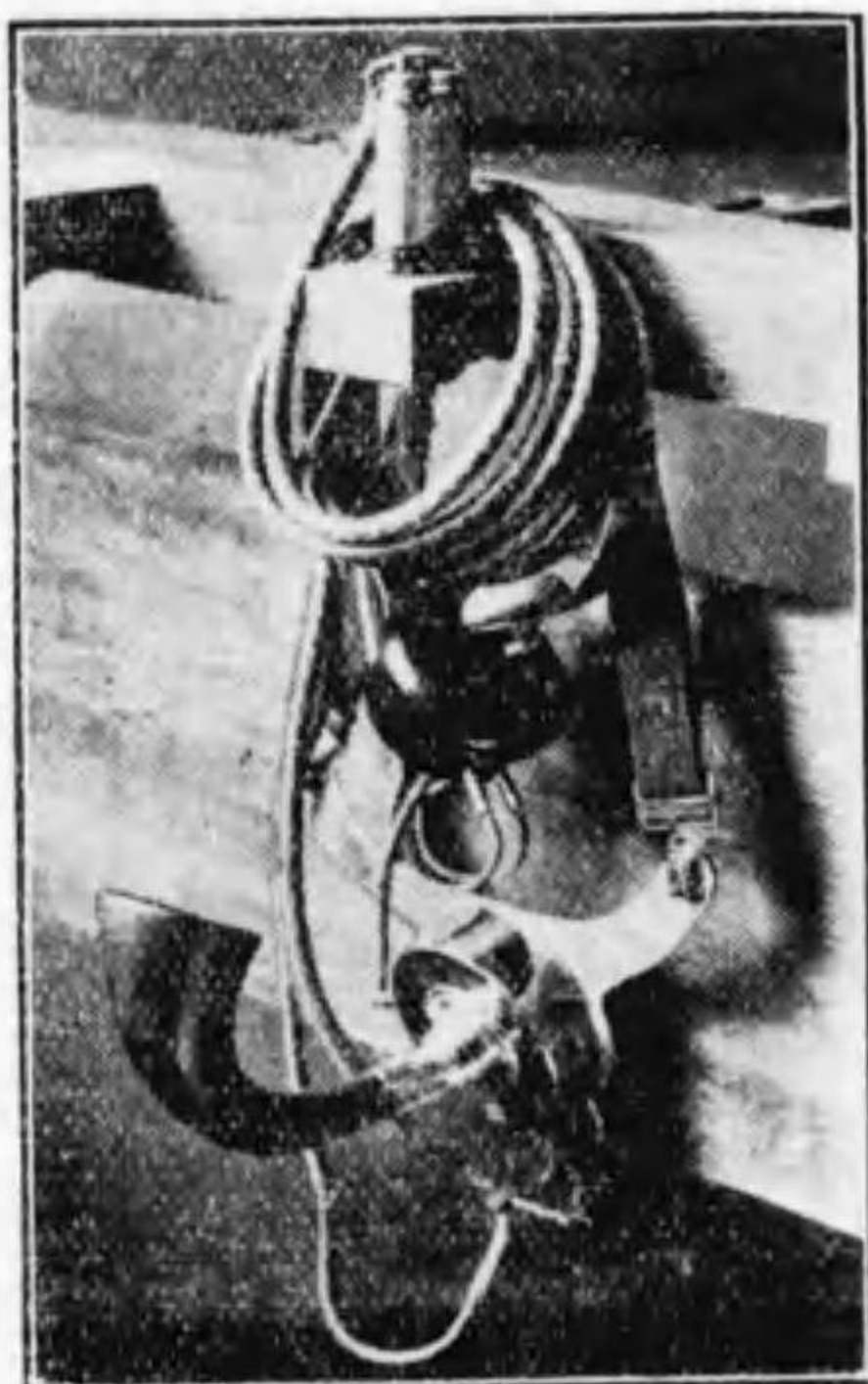
六 保管箱へ納めるには、右手でプラグを取り、プラグの近くまでコードを疊んで、送話器を上向きにして、受話器のバネを締め、箱へ入れるのであります。

七 休憩のため交換室を出るときは、交換室にある電話機掛に掛けて置いて、休憩後には、自分の番號を調べて、間違はぬ様に使ふのであります。



清潔 きれい

1 部長は豫備の電話機と取替へ、不良品は修繕のため保守掛へ渡します。



八 電話機掛に掛けるには保管箱へ納めるごきご同様にコードを疊んで受話器のバネと送話器の掛紐とコードを掛け、次にプラグを挿すのであります。

九 自分の胸掛電話機は時々消毒したり、又は掃除をして、常に清潔にして置かねばなりません。

一〇 胸掛電話機に故障が起きたときは、直に部長に申出て、他の電話機と取替へて貰ふのであります。

注意 他の電話機は送話口を消毒してから使はねばなりません。

稱へ よぶ

第二章 電話番号の稱へ方と聴取り方

電話番号は稱へ方によつて、他の番號と間違ふことがあります。番號間違は番號の稱へ方と聴取り方の善し悪しによることが多いのであります。電話番号が一番違つてゐても、全然關係のない加入者でありまして用件が辨じませんから、稱へ方と聴取り方に充分氣を付けねばなりません。電話番号は、はつきりと稱へるのであります。

一 番號の稱へ方は、次の通りに發音するのであります。

發音	稱へ	全然
こゝろをだす	よぶ	まるきり
一 いち	一〇	一〇〇
二 ふた	一〇〇	一〇〇〇
三 さん	一〇〇〇	一〇〇〇〇
四 よん	よんじゅう	よんひゃく
五 ご	よんひゃく	よんせん
六 ろく	よんせん	よんせん
	ろくひゃく	

七	な、	七〇	な、じゆう	七〇	な、ひやく	七〇〇	な、せ
八	はち			八〇	はちひやく	八〇〇	な、せ
九	きゆう	九〇	きゆうじゆう	九〇	きゆうひやく	九〇〇	な、せ
一〇	とう			一〇〇	ごひやくとう	一〇〇〇	な、せ
一〇〇	ひやく			一〇〇〇	ごせん	一〇〇〇〇	な、せ
一〇〇〇	いっせん						

注意 六〇〇は「ろっぴやく」といはず「ろくひやく」、八〇〇は「はっぴやく」といはず「はちひやく」といふのであります。

二 間違ひ易い番號は多くありますが、主なるものは、次の番號でありますから、自分に稱へるとききは勿論、加入者から聴取るごきにも、間違へぬ様に注意せねばなりません。

- 一 七 八
- 二 五

勿論
ないふまで

三	三	三〇	三〇〇	三〇〇〇	一〇〇〇
六	六	六〇	六〇〇	六〇〇〇	一〇〇〇
八	八	八〇	八〇〇	八〇〇〇	五〇
一〇	一〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇〇	
二〇	二〇	二〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇〇	
三〇	三〇	三〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇〇	
六〇	六〇	六〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇〇	
七〇	七〇	七〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇〇	
二〇〇	二〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
三〇〇	三〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	
六〇〇	六〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	
一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	
二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	
三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	
四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇	

第三章 交換證の書き方

一 交換證は取扱上最も大切なものでありますから、記入するごき讀みにくい文字を書いて置けば、相手の局や電話番号が間違つて、加入者に迷惑を掛けますから、ここに述べてあることを守らねばなりません。



0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	1	5	6		4	2	3	7	
	3	8	9	0		5	7	1	3
		2	8			4	7	9	

二 總て文字は明瞭に書き餘り小さく書いたり、大きく書いて欄の外へ出してはなりません。

欄
けい

姿勢
からだの
かたち

正確
しつかり
練習
けいこ
いだしな
亂雑

三 文字の書き方は、姿勢によつて正しくもなり、亂れもしますから、圖の通り指の先が鉛筆の先より一寸位のところにある様に鉛筆を持つて、身體を眞直にして書かねばなりません。

四 數字は手本の通りに、正確に早く書く練習をするのであります。
五 數字を亂雑に書くこゝ、次の様な間違が起りますから、ごんな場合で

正 當	不 良	見 誤
0	0 6	6 4
1	7	7
10	6	6
2	2 2	3 8
21	3 8	4
3	2 2	0 8
4	3 5	6
5	6	3 8
6	6 6	0 4
7	7 7	1 9
8	8	6
9	9	7

も明瞭に書かねばなりません。

六 次の局名は各下の通りに、略して書くのであります。其の他は別に定められた通りに記入するのであります。

注意 平假名を使つてはなりません。

地名の略し方

局名の略し方

東京	ト	浪花	ナ	下谷	シタ
		芝	シハ	京橋	キヨ
		本所	ホン	神田	カン
		銀座	キンサ	九段	九
		小石川	コ	高輪	タ
		丸ノ内	マル	浅草	アサ
		墨田	ス	青山	アチ
		四谷	ヨツ	牛込	ウ

大阪	ヲ	大塚	オ	茅場町	カヤ
		日本橋	ニホ	三田	ミ
		赤坂	アカ		
		本局	ヲホ	東	ヲヒ
		西	ヲニ	南	ヲミ
		北	ヲキ	土佐堀	ヲト
		新町	ヲシ	櫻川	ヲサ
		船場	ヲセ	戎	ヲエ
		本町	ヲマ	天王寺	ヲテ
		堀江	ヲホリ	福島	ヲフ
京都	キ	本局	キホ	上	キカ
		下	キシ	西陣	キニ

神戸 コ

祇園 キギ
本局 コホ
元町 コモ
葺合 コフ
須磨 コス

三宮 コサ
兵庫 コヒ
港川 コミ

名古屋 ナ

本局 ホ
東 ヒ
南 ミ
西 ナ
中 ナ
西 ニ

横濱 ヨ

本局 ヨホ
長者町 ヨチ

岡山 オカ
濱松 ハ
岡館 ハコ
豊橋 トヨ

和歌山 ワカ
金澤 カナ

横須賀(相模) サヨコ
敦賀 ツル

浦和 ウラ
宇都宮 ウツ

熊本 クマ
松本 マツ

前橋 マエ
伏見(大和) ヤフシ

福岡 フ
甲府 甲

岐阜 キフ
静岡 シツ

下關 シモ
姫路 ヒメ

廣島 ヒロ
門司 モシ

仙臺 セン

言葉遣ひ

第四章 言葉遣ひ

成績せいせき 出来ぐわい

電話交換の成績と取扱者の言葉遣ひとは、深い関係があります。機械

熱心ねっしん いっしん

は申分のない完全なものであり、又取扱者は如何に熱心に交換を取扱つ

てゐても、言葉遣ひが宜しくないこと、決して加入者に満足を與へることが出来ません。

明瞭めいりょう はつきり

普通に人と向合つて談話をするときには、言葉は明瞭で穩かて丁寧でなければなりません。

まして電話で話をするときには、互に顔を見てゐませんから、取扱者が盛んに手を動かさし氣を配つて働いてゐても、あからさまには加入者へ分かりませんが、若し少しでも荒い言葉を使ふか言廻し方が悪いか、同じ事柄に對してまち／＼の言葉を使ふこと、言葉はすぐ其のまゝ、加入者の耳へ聞えて、善し悪しが手に取る様に分かり、取扱者は不親切だとか、亂暴だとかいはれることになります。

取扱者の使ふ言葉は、丁寧に言はいつても餘り長い言葉を使つたり、

一定いちてい きめる
簡明かんめい はつきり

同じ事柄に對してまち／＼の言葉を使ふこと、迅速を尊ぶ電話交換には差支を來します。それで取扱者の使ふ簡明の用語が一定せられました。この用語を使つて、相手の人に快く聞える様に、言はなければなりません

無愛想むあいそう ないそが

から、用語を使ふ場合には無愛想になつたり、餘り早口になつたり、だるさうな調子で言葉の終りを長く引いたりしてはなりません。

用語を使ふ場合には、餘程抑揚や語調等に工夫をし、親切でやさしく聞える様に言はなければなりません。

第五章 交換用語

取扱者の使ふ言葉がまちくであり、又餘り長い言葉を使ふご種々の間違が起りますから、總て言葉が一定せられてあります。この言葉を用語ごいひます。用語はなるべく簡明なものを選んでありますから、用語の中に無いことは用語の出来た譯を考へて、適當な言葉を使はなければなりません。

用語を使ふ場合に一層相手の人に快く聞える様に次の様に、應用したり、又は簡単な言葉を附けることは差支ありませんから交換に差支ない限り努めて之を使ふのであります。

イ 應用するもの

- です……………で御座います
- ですか……………で御座いますか
- ……………致しました

下さい……………下さいませ

はい……………承知致しました

ロ 付け加へるもの

- さうですか
- それでは
- ごうも濟みません
- 濟みません
- 折角ですが
- お氣の毒ですが

其の一 公衆に對するもの

- 使用する 場合
- 一 たゞ返答をするとき
- 二 承諾するとき

用	語	初出頁
はい	はい	
はい。さうですか。	承知致し	

公衆 人々の

承諾 承知する

三 反対の意を表はすとき

ました
い、え。違ひます。さうでは
ありません

四 呼び掛けるとき

もしく

五 再び尋ねるとき

もう一度願ひます

感謝
ふれたい

六 感謝するとき

ありがとうございます
御座います

七 別れるとき

左様なら

八 少し待たせるとき

少しお待ち下さい

九 暫く待たせてから 應答するとき

お待ち遠うさま。お待ちせし
ました

き

一〇 加入者に番號を尋ねるとき

あなたは何番ですか

氏名
なまへ

一一 取扱者の氏名を尋ねられた
とき

名前は申上げないことになつ
てゐます

一二 相手が出ないと言はれたとき

もう一度お呼びしますからお
待ち下さい

一三 相手が出ないか尋ねるとき

まだお出になりませんか

一四 相手呼んでゐる際連りに
呼ばれるとき

呼んでゐますから少しお待ち
下さい

一五 名古屋の加入者が受話器を
外した儘引込んでゐる際呼出方
を頼まれたとき

受話器が外してあつて呼べま
せんからもう少しお待ち下さ
い

一六 話聲が分かりにくいとき

もう少し口を寄せてお話し下
さい

一七 聲が小さいと思はれるとき

もう少し大きい聲で願ひます

一八 聲が大き過ぎるとき

もう少し小さい聲で願ひます

一九 記録臺で應答するとき

ごちらへ

七五

- 二〇 請求者番號を尋ねるごき
あなたは
七六
- 二一 至急通話の記録が済んだごき
至急通話です
ね承知しました
七六
- 二二 普通通話か至急通話か尋ねるごき
普通通話ですか
至急通話です
か
七七
- 二三 記録が済んでも請求者が待つてゐるごき
順が來次第お知
らせしますか
ら受話器を掛
けてお待ち下
さい
七八
- 二四 無料通話の申込があるごき
無料通話は百六番
(又は本局
百六番)へ申
込んで下さい
七九
- 二五 請求者に呼出電話でないか尋ねるごき
呼出電話をお頼
みになるので
はありませんか
料金がいます
がよろしう御
座いますか
八一
- 二六 市外の通話局へ申込があるごき
承知しました
こちらからお
呼びするまで
受話器を掛
けてお待ち
下さい
八二

- 二七 公衆電話からの申込を受付けたごき
承知しました
こちらからお
呼びするまで
受話器を掛
けてお待ち
下さい
八二
- 二八 前の場合に公衆電話の請求者が電話に馴れぬ人のごき
こちらからお
知らせする
まで料金を
入れないで
お待ち下さ
い
八二
- 二九 通話區域外へ申込のあるごき
………(地
名)へは名
古屋から通
話が出来ない
ことになつ
てゐます
八三
- 三〇 市外線が不通になつてゐる土地へ申込のあるごき
………(地
名)へは故
障があつて
通じません
からまた願
ひます
八三
- 三一 平常よりも遅れる見込のごき
………(地
名)へは申
込が込んで
ゐますから
遅れます
八三